

平成27年第3回御宿町議会定例会

議事日程（第2号）

平成27年9月3日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 1号 御宿町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 2号 御宿町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3号 御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4号 御宿町地域防災計画の修正について
- 日程第 5 議案第 5号 平成27年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第 6号 平成27年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 7号 平成27年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 8号 平成27年度御宿町一般会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	大野吉弘君	2番	新井明君
3番	石井芳清君	4番	中村俊六郎君
5番	土井茂夫君	6番	伊藤博明君
8番	小川征君	9番	瀧口義雄君
10番	滝口一浩君	11番	貝塚嘉軼君
12番	大地達夫君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	大竹伸弘君	企画財政課長	田邊義博君
産業観光課長	吉野信次君	教育課長	金井亜紀子君
建設環境課長	殿岡豊君	税務住民課長	齋藤浩君
保健福祉課長	埋田禎久君	会計室長	岩瀬晴美君

事務局職員出席者

事務局長	渡辺晴久君	主事	鶴岡弓子君
------	-------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会日より編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の類いは使用できませんので電源をお切りください。

（午前10時01分）

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） これより、日程に入ります。

日程第1、議案第1号 御宿町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは議案第1号 御宿町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布され、以下番号法として説明をさせていただきたいと思いますが、平成27年10月5日からは個人番号の通知が行われることとなります。

この個人番号の利用につきましては、番号法第9条の規定による、法別表第1に規定される法定事務のほか、同条第2項で社会保障、地方税、防災に関する事務で条例で定めるものの処理について、さらに番号法別表第2に掲げる事務について条例で定めることにより、個人番号を利用することができることとされています。

また、特定個人情報の提供については、番号法第19条に定めたもののみに提供できるとされておりませんが、この9号におきまして、条例で定める地方公共団体と同じ公共団体内の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供できると記載されています。この条例はこうした特定個人情報の利用・提供について必要な事項を定めるものがございます。

それでは、条例案に基づきまして、条文によりご説明をさせていただきます。

第1条につきましては、ただいま申し上げました条例制定の趣旨を定めるものがございます。

第2条では、用語の意義を定めるもので、個人情報、個人番号、特定個人情報、個人番号利用事務実施者、情報提供ネットワークシステムの利用について、番号法の規定により定義を定めるものがございます。

第3条は、町の責務といたしまして、番号法の第5条によりまして、個人番号の利用、特定個人情報の提供に関し、適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずること等を定めるものがございます。

第4条は、町における個人番号の利用範囲を定めるもので、子ども医療費の助成に関する規則による医療費の助成に関する事務など町が独自に個人番号を利用する事務として別表第1に掲げる事務、また同じ事務の内容になりますが別表第2に記載する自己が保有する情報を利用する事務、また番号法別表第2の2欄に掲げる町長等が行う事務についてを範囲として定めるものがございます。第2項につきましては、別表第2において子ども医療費の助成に関する規則による医療費の助成に関する事務など、独自医療事務を処理するために必要な限度で保有する右欄に掲げる特定個人情報を利用することを定めるものがございます。第3項は、法別表第2は、個人番号の提供の制限に関する表でございますが、特定個人情報について情報提供者と照会者が同一の場合において、記載する事務処理のために必要な限度で自らが保有する情報を利用することができることとするものがございます。

第5条につきましては、地方公共団体と同じ公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報の提供ができる場合について、別表第3において町長が教育委員会の情報照会を受け、学校保健法による医療費についての援助に係る事務について、住民票関係情報を提供できることを定めるものがございます。附則といたしまして施行については、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の日とするものがございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

御宿町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定ということでございますが、いわゆるマイナンバー制度移管に伴う条例の改正というふうに理解をしておりますけれども、国会でもこの間議論をされておりますが、このマイナンバーでありますけれども、この中で幾つか規定をして、特に行政間における情報ですよ。そうしたもの、要するに国・県に対して、御宿町の住民の情報が提供できるという規定であろうかというふうに思うわけでありますけれども、この中で幾つかお聞かせ願いたいのは、特にこの個人情報につきましては新聞等でも大きく報道されておりますけれども、いわゆる年金情報の流出という中で、国民の多くは政府が個人情報をきちんと保護管理できるかということについて、疑念を抱いているのが実態ではないかというふうに思います。その情報漏えいの国民の不信と不安というのは一向に解消されていないという状態であろうと思います。

今回、自治体の体制ということでもありますけれども、これは今回の制度についてはたしか、企業に対してもこのマイナンバー制度の利用ですか、こうしたことの利用。もう一つは情報の管理ですよ。また罰則、これは次の第2号議案のほうにも関連してくるかと思いますけれども、そうしたものが一体となって成立されていると伺っております。

それで、一つは具体的なことでお聞かせ願いたいんですが、いわゆる国におきましては、一般の制度実施にあたって基幹系ネットワーク、それからいわゆるインターネット等に接続する情報系ネットワーク、これを分離するように対策が指示されているというふうに伺っております。

それで8月18日時点におきましては、1割から2割程度の自治体がまだ対策が済んでいないというような報告がされているというふうに伺っています。それで、本町においてはその辺のいわゆる情報系、基幹系ネットワーク、こうしたものの扱いがどのようにされているのか。一般のこの条例の施行にあたり、そのネットワーク構築ですよ、そうしたものを含めてどのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） このための準備という……

（石井議員「準備というか施行した中で」と呼ぶ）

○総務課長（大竹伸弘君） このマイナンバー法の施行に向けましての基幹系のシステムについては、昨年度から改修を進めさせていただいて準備をしております。あと個別の税の関係ですとか、そういったものについても今年度、システム改修の対応をさせていただいているということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

ちょっと最後の語尾がよくわからなかったんですが、少なくともこの10月からの施行に対して、国の指針である基幹系、いわゆる業務ですよ、通常皆さんが業務されているパソコンありますよね。それから税関係だとか、町もシステム系が幾つかたしかあったと思うんですよ。たしか今年はそれに加えて、いわゆるWi-Fiですよ。一般住民も一定情報入手できる。そして新たなネットワークのほうの提供ということもたしか準備、もう施行されているかわかりませんが、幾つかのそういうネットワークがあると思うんですよ。その部分がきちんと分離されているのかと。それから、そうしたものから入手した、要するに行政は其中できちんと入手して利用できるようにうたっているわけですね。

今回さまざまな、例えば教育委員会のデータ、個人のデータ、子どもたちのデータ含めて、そうしたデータを入手できるわけですから、通常の業務として入手できるわけですから、そうしたもののデータの管理、いわゆるセキュリティーですよ。ウイルスの問題でありますとか。たしか皆さんが今通常の業務でお使いのパソコンも当然基幹系ということで日々の業務をされておりますし、そのほかに当然町のホームページが管理をされているということで、要するにインターネットで世界とつながっているということだと思えるんですよ。そうした中で一定そういう個人情報も当然業務系のパソコンで、今皆さんお使いのパソコンで扱うわけじゃありませんか。ですから一括としてつながってなくても、データとしては其中で利用できる規定、利用する規定に今回明確にするわけですから、しかもそれが国・県ともつながっていると。途中で分断されているというわけにはいかないと思うんですよ。データとしてつながるわけですから。

そうした中で、今以上に、そのパソコンの扱いですよ。年金機構、それからその前はベネッセですか、大手の企業ですよ、そうした企業が情報漏えいをしているということですから、さらにそこについて研修も含めまして、情報管理、そこについては丁寧な対応をとる必要があるというふうに思いますね。

それから、これは町の責務ではないかもわかりませんが、こうしたことの今後の利用

について、先ほどもちょっと述べましたけれども、いわゆる民間企業ですね。それについても100万程度の整備、例えばカードの認識する装置ですとか、パソコンも例えばウインドウズXPという、もうこれはセキュリティーの全く管理ができないということで使用中止が求められておりますし、本町は既に一番新しいのに変えていると思っておりますけれども、これもまだまだ国内でも多く使われているというようなことも伺っております。ですから、そういった機器の更新ですよ。そういうことの負担。

それから一番はやっぱり次の個人情報の保護を踏まえまして、そういうことがもし漏えいした場合の罰則規定ですよ。ここの中で本当に管理できるのかという疑念が広がっているのが実態だと思います。我々議員もこの間、こういう法令について皆さんからいろいろレクチャーを受けましたけれども、まだまだこの内容について私自身も十分な理解ができていないということでありまして、さらに町民においてはまだほとんど知られていないと。この間も今度のマイナンバー制度について説明に行ったところ、もうそれで30分も1時間も次々と質問が出てきたということも伺っております。ですから、これ自体は国がもう施行するということでどんどん進んでいくんだろうと思っておりますけれども、やはり新しい制度実施に当たって、どうこの内容をきちんと町民の皆様に伝えていくのかどうか。マイナンバー制度が始まりますよと、カードが付与できますよ、申請して付与ができますよということも含めると、やはり一方で、私はまだこれは時期尚早だというふうに思うわけでありましてけれども、それについて町として、ではこれは施行するというところで提案をしているわけですから、そこについての具体的な事務ですよ。そこについてはどのように考えているのか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） まずシステムの部分に関してであります。基幹系の事務と、私どもの机の上にあるパソコンの業務系の事務につきましては、分離をして管理をしておるということでございます。直接つながっておる状況ではございません。

そうした中で、行政内部のほうといたしましても情報漏えい等の防止のために情報管理の研修を本年の6月に職員向けで行ったところでございます。

またマイナンバー制度自体も関係する関係課のみではなく全課を対象にいたしまして、先月マイナンバー制度についての研修会のほうを開催させていただきました。

今後の運用の中では、事務の取扱の中では取扱担当者を限定し、明確化し、部署別にパスワードの管理を行うですとか、特定個人情報の範囲を明確化して取扱をする、また当然のことながら職員としての番号法、個人情報保護条例、ガイドライン、セキュリティーポリシーの遵守

など、職員として当然のことですが、罰則等の規程は番号法に基づきあるものの、こうしたことについて周知徹底を図りたいというふうに考えております。

町民の皆さんの周知につきましては、広報で行います。

○議長（中村俊六郎君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 住民の皆様への広報につきましては、6月から今月号の広報、あるいは9月にもその番号法にかかわる通知、番号カードの送付の関係、あるいは番号カードの取得に関しての情報を逐一報告させていただいております。今後も新しい情報が出てき次第、皆様のほうに情報を出していきたいと思っております。

今、石井議員おっしゃったセキュリティーのことに关しましても、そういう不安等あるのかと思っておりますので、そういう情報も盛り込んで情報提供していきたいというふうに考えます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

もう一つ、事業所系については、今回の法施行について何か対応されているのでしょうか。先ほどちょっとそういう声を伺ったところなんですけれども、事業所系もマイナンバー制度にかかわってくるわけですね。全くないのでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 事業所等の取り組み状況等につきましては、町のほうでは今現在活動というか、行動は起こしてはございません。商工会等状況をお聞きしまして、もし情報等でご提供できるもの、こういった制度ですよとご説明できるものがあれば対応させていただきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 瀧口です。

これは平成28年の1月から運用開始ということで、これはもう国の方針で石井議員も言われたようにもうスタートするという中で、9月ですか、あらかじめ質問させてもらった中で、前は住基カードの場合はなかなか問題があつて、矢祭町ですか、拒否したということ。もう一カ所ぐらいあつたと思うんですけれども、そういう中でこれはどうしても町が主体となってカード普及をしていくという方針なのですか。まずそれをちょっと担当課の、個人の自由と言いながら国の制度に準じたものをやるという中で、町として普及活動をするのかどうかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 今の普及活動するののかということでございます。実際今までその住基カード、5年ほどたっておりますけれども、実際まだ300枚未満の交付でございました。しかしながら、今回国のほうでもそのカードの取得に関しては推進していただきたいというような文書も届いておりますので、番号が税の関係、社会保障の関係で必要になることから、通常でありますと、サラリーマンの方については会社のほうに自分の番号を届け出して、その番号が源泉徴収票等に記載されて、町も事務を取り扱う行政のほうに送られてくることとなりますので、そういった面ではその通知カードの持ち運びで番号を確認していただくというよりは、住基カード同様身分証明のような形で所持していただくように広報していきたいと思っております。

ただ、それに関してはやはり利用者の皆様のメリットというものがどこにあるのかということが必要になってこようかと思っておりますので、その辺は今後出てくる情報に従いまして、先ほど申しましたように、広報のほうでお伝えしていきたいというふうに考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

結局、成人は今の状態だと必要不可欠なものになってくるという考えだと思います。あとは要するにゼロ歳児から18歳、20歳ぐらいまでは、医療関係も今度は使えるようになっていくという話も聞いておる中で、町を挙げて普及活動をまず全面的に、理解を求めながらしていくということも、当然初めての事業ですからそういう形が必要と思うんですけれども、御宿町で普及率全国1位というもの、あるいはほかのものでも結構なんですけれども、日本一のものが御宿がないんですよね。新しく始まった事業、また国を挙げてやる事業、また行政がやる業務という中で、町長、これを普及率日本一というような、御宿町は約8,000人弱、七千八百幾らですよ。そういう中で行政と住民が一体となってこの普及活動をすれば、あるいは全国1位の日本一の普及率の町になるかもしれないというような、言葉は悪いんですが、お金は余りかからないというような形で活動を展開するお考えはありますか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 国の方針ということでございますので、しっかりとマイナンバー制度の普及に努力し努めたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、議案第2号 御宿町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 議案第2号 御宿町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布され、以下番号法と略して説明させていただきたいと思いますが、本年の10月5日からは個人番号の通知が行われることとなります。

御宿町におきましても、個人番号利用事務実施者としての番号法別表第1に掲げられた利用事務、番号法別表第2に掲げる庁内連携及び前議案でございます御宿町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例におきまして、掲載された事務につきまして個人番号を利用することとなります。

個人番号はその高度な個人識別性を有することから、個人番号をその内容に含む特定個人情報については番号法の第31条におきまして、厳格な保護措置を講ずるものとされております。このためこれまでの個人情報と特定個人情報の取り扱いを整理し、特定個人情報の保護措置に

関する内容について規定するために、今回、御宿町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

それでは条文に沿ってご説明をさせていただきます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思えます。

第2条につきましては、第2号の現行条例の個人情報の定義では、事業を営む個人の当該事業に関する情報につきましては、条例上の個人情報から除外することとされておりましたが、特定個人情報の定義とあわせまして、当該除外部分も含めて保護の対象となるよう、除外部分を削除するものでございます。

また、特定個人情報に関する定義を追加するため、第4号として特定個人情報の定義、第5号といたしまして保有特性個人情報の定義、第9号といたしまして情報提供等記録の定義を追加し、整備をするものでございます。

第8条につきましては、利用及び提供の制限について定めるものですが、特定個人情報はより厳格に利用・提供について制限されるため、保有特定個人情報から保有特定個人情報を除外した上で、第8条の2に保有特定個人情報の利用制限についてを加えるものでございます。この第8条の2につきましては、特定個人情報につきましては、原則、目的外利用は認められておりませんが、第2項におきまして、例外的に認められるのは、人の生命、身体、または財産の保護のために必要があると認められるときに限定をするものでございます。ただし、情報提供等記録につきましては、その性質上、目的外利用が想定できないことから除外をしてございます。

第8条の3につきましては、特定個人情報の提供につきましては、番号法第19条において、この規定によるものにより提供ができることと制限がされております。具体的には、同条の規定により番号法別表第2に記載されている場合、または前議案の条例におきまして独自利用事務として掲げられている事務に記載された情報照会者と情報提供者の間で記載された特定個人情報の提供に限りできることとなりますので、この部分の情報を追加し、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合以外は、特定個人情報を提供することはできないことを規定するものでございます。

第13条、開示請求についてですが、代理人による開示請求に関する規程ですが、特定個人情報と特定個人情報を除く個人情報では代理人による開示請求ができる場合が異なりますので、第3項及び第4項におきましては、保有特定個人情報を除く保有個人情報について開示請求を行う場合を規定し、第5項を追加をいたしまして保有特定個人情報についての規定を設けるも

のでございます。

第25条、訂正請求では、第13条第5項を追加したことによる項ずれの補正を行うものでございます。

第28条、訂正請求に対する決定等につきましては、第4項におきまして情報提供等記録を除外し、第5項で第4項で除外した情報提供等記録について規定をするもので、情報提供等記録は法の規定によりまして、情報の照会者、提供者、及び情報提供のネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管がされるものであり、訂正を行った場合につきましては、これらの関係機関に通知することが義務づけられていることを定めるものでございます。

第30条、利用停止請求につきましては、特定個人情報を除く個人情報と特定個人情報の取り扱いが異なることから、第1項において保有特定個人情報を除外をしております。第2項では保有特定個人情報の利用停止の請求について規定をしております。第1号では違法に取得された場合や、法律や条例の規定に違反した利用などについての利用停止を、また第2号では番号法第19条各号に違反して提供された場合の提供停止を規定しております。第3項につきましては、第13条第5項を追加したことによる項ずれの修正でございます。

第38条、特定個人情報の提供等記録につきましては、平成29年1月開始予定のマイナポータル制度により、自己の特定個人情報の提供等の記録の照会が可能となる予定のため、マイナポータル制度と開示請求の制度が並立するよう、この条から特定個人情報を除外する規定を設けております。

施行日につきましては、平成27年10月5日から施行し、ただし情報提供等記録につきましては、番号法附則第1条第5項の施行の日とするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

対照表のほうであります。御宿町個人情報保護条例の一部を改正する条例、新旧対照表の2ページの中段以降、いわゆるこれは第8条の2項であります。第8条の1項の8として、実施機関において審査会の意見を聞いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めて提供するときということで、審査会の意見、審査会に付して個人情報を利用するという規定ですね、これは。

その2項のほうは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報をみずから利用してはならないというふうに1項で定めるわけでありますが、2項で規定にかかわらずということで、先ほど説明もいただきましたけれども、生命、財産の保護、必要がある場合に本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときという条件のもとに、みずからいわゆる実施機関が利用することができるというふうになっているわけでありますね。その次のただしの中で、今、冒頭に読めた部分、生命、財産の保護に利用することによって、本人または第三の権利利益を不当に侵害する恐れがあると認められるときはこの限りではないということで、また否定をするわけですね。この言っている意味が実例としてどういう状況なのかと、この条例ですよ。それについてもう少し説明をいただきたい。

○議長（中村俊六郎君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 第8条の2の第2項ということで、国等の示しているものの中でもなかなか実例という形では具体的ではないのですが、考えられることは、例えば交通事故を起こされた際に、本人がそれについて自分の情報を利用することについて同意したりとかいうことがなかなか難しい場合におきまして、医療等でその方の番号を使う必要があるというような場合が、この第8条2の第2項の目的外利用をできる場合というふうに、実例等では書かれております。

そうした中で、ちょっと非常にケース・バイ・ケースの話になってしまうと、具体的にちょっと今お話が申し上げられないんですが、そうした際におきましても、それを利用したことによってご本人に何らかの不利益があると判断される場合は利用できないものです。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） ちょっと聞こえなかったんですけども、例えば具体的には交通事故というのが一番わかりやすいでしょうか。例えば大規模災害等なども多いかと思えますけれども、少なくとも本人の同意があるという部分がわかりやすいわけですね、少なくとも。

ところが、本人の同意を得ることが困難であるときというときで、今例えば課長が例として挙げられたものは人の命に直接ですよ。例えば一定の薬を使っていると、医療行為を間違えると、その人の生命に直接関係するということが相当多いというふうに思うんですね。

この判断、その第8条、第1項は審査会に意見を付して、そこでいわゆる公的な、要するに第三者の意見のもとにその決定の担保をとるんですかね。負託をするわけじゃないですか。それで、この場合は緊急時ということなのだと思うんですけども、そういう場合は同意が困難であるときこうなるということなのだと思うんですけども、ここでそれについては情報の開示等につい

て、後段で規定をしているわけでありますけれども、例えば今、交通事故の例を出されましたけれども、そうした事例があった場合に個人情報を開示いたしましたよとは、本人に必ず明示されるのでしょうか。ここにはそういう規定はどうも見当たらないんですけれども。

それで、不利益が生じた場合は、一般的には行政訴訟ですかね、不服審査請求等ですよ。そうしたことで、権利の回復の処置を講ずることができる規定になっていたと思うんですよ、たしか手続法は。でありますけれども、利用されたかどうかというのは、どのように本人に開示されるのかということの規定があるのですか、ないのですか。なければそれはわからないじゃないですか。ここにはどういうふううたわれているんですか。それについて伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 特定個人情報を利用した場合には、先ほど申し上げました国のほうの、総務省が管理いたします情報提供等記録に記録をするということになりますので、そうした形で利用をされた経過については、ご本人のほうが確認をいただくというようなことになるかと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 町も公営掲示板がありますよね。例えば条例を公布した場合は、そこに告示しますよね、公示しますよね。いわゆる住民に対して知らせるという行為をとるわけですが、どこかに載っているということと開示されるということとは意味が違うんじゃないですか。

利用するということにおいて、こういう切迫した状況の中で、こういう規定において利用いたしましたということを、直接本人に明示、開示するというか、その必要性というのはいないんですか。

ではなぜ、この前後においてこの審査会、第三者機関において利用の担保をとるというんですかね。こういうことをしておきながら、本人の個人情報が開示されて、それはまあいいや。それは利用するわけですよ。本人の同意を得てと書いてあるのは、それはいいと思うんですけれども。でも利用する、しないは実施機関の責任ですよ。今それが必要であるかどうかという判断は実施機関が判断するわけですよ。判断した結果、実施しました、要するに利用しましたということをご本人に明示しないんですか。わかるように説明していただきたいんですが。

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩します。

(午前 10 時 42 分)

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 02 分)

○議長（中村俊六郎君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 貴重なお時間を頂戴いたしまして、大変申しわけございませんでした。

先ほどの第 8 条の 2 に関する、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならないという中の例外といたしまして、先ほど交通事故等で意識がない等の場合についてその方の生命を保護するために必要がある場合については、目的外利用ができるという規定についてご説明を申し上げましたが、この中でもさらにそれ以外の、その方の生命を保護するため以上の情報は、この中でもさらに利用してはならない目的外利用で限定されるという組み立ての中で、ご本人に事後に個人情報保護情報を使ったことをお知らせするという規定はないということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3 番、石井芳清君。

○3 番（石井芳清君） 要するに個人情報の利用ですね。実施機関、いわゆる行政に係る事態において本人に個人情報を利用しましたということの明示はしないということでありませけれども、そうしますと、先ほど申しましたけれども、この第 2 項の後段の部分ですよね。回復規定の利用が基本的にはできないということになるかと思しますので、私はそういう面ではこの条例においては瑕疵があるというふうに思いますね。不整合な状況が生まれているというふうに思うわけであります。

逆に私は、ご本人の生命、財産を守るために個人情報を利用しましたよということを明示することによって、逆に言えばこのナンバー制の信頼が高まる、行政の信頼が高まると、納税の信頼が高まるということだと思うんですね。確かに一般的には行政の無謬性というような言葉も使われておりますけれども、しかしこれについては例外規定でありますから、できる規定ではないですね。特例規定でありますから、その特例を実施するかしないかはそのとっさの判断、例えば交通事故であれば秒を争うと、それにおいて、こういう行政は判断をしましたよと、係る処置を行いましたよと、結果において命が守られましたよということになるかと思しますので、私はその辺はやはり行政として丁寧な手続をとっていくべきだということを申し上げて

質問を終わります。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第3、議案第3号 御宿町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

齋藤税務住民課長より議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 議案第3号 御宿町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

このたびの改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う、住民基本カード及び個人番号通知カード並びに個人番号カードの発行手数料について整備の必要があり、御宿町手数料条例の一部の改正をお願いするものです。

それでは、改正の内容につきましては、新旧対照表に沿って説明させていただきます。

議案の後ろに添付しております、新旧対照表をご覧ください。なお、新旧対照表につきましては変更箇所が確認しやすいように、表を並列表記とさせていただいております。

まず、初めに、別表中、区分欄、個人番号、手数料の名称欄、通知カード再交付手数料及び個人番号カード再交付手数料をご覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、平成27年10月5日時点で住民基本台帳に記載されている方に、個人番号を記した通知カード、その後通知を受けた方の申請により個人番号カードが交付されることとなっております。初回の通知カード及び個人番号カードの交付手数料につきましては、国の費用負担により無料交付となりますが、各カードの紛失、盗難等の理由による再交付の手数料については再交付を希望する方の負担となります。このことにより、再交付手数料について条例で定める必要がございます。通知カード再交付手数料は1枚500円、施行日を通知カード交付開始日の平成27年10月5日から。個人番号カード再交付手数料は1枚800円で、施行日を個人番号カード交付開始日の平成28年1月1日から施行するものです。

なお、カード手数料については総務省で原資、ICカードの購入原価をもとに示されました金額を参酌して提案させていただいております。

次に、別表中上段、区分欄、住民基本台帳、手数料の名称欄、住民基本台帳カード交付手数料をご覧ください。個人番号カードは身分証明、公的個人認証の機能を含んでおり、現在の住民基本台帳カードにかわるものでございます。このため、住民基本台帳カード交付手数料につきましては平成28年1月1日で廃止となり削除を行うものです。

以上で説明を終わります。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

手数料条例の一部改正をする条例の制定ということではありますが、新旧対照表のほうでありますけれども、まず改正前の住民基本台帳カード交付手数料ということで500円ということで、これが今般の改正により削除となるということではありますが、このいわゆる住基カードの発行枚数、それからその住基カードの今後の利用ということですが、それについて説明を受けたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 住基カードの発行枚数ということで、8月末現在で296枚でございます。

今後どうなるかということでございますが、今発行されております住基カードにつきましては、発行日から10回目の誕生日ということで、その期間内につきましては利用することができます。しかしながら、そのお持ちの方が、今度の新しい番号カードを取得する際には、それと

引きかえに新しい番号カードを持っていただくようになります。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第4、議案第4号 御宿町地域防災計画の修正についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは議案第4号 御宿町地域防災計画の修正についてご説明をさせていただきます。

今回の修正案につきましては平成25年3月に全体の見直しを行ってから、初めての修正となるものでございまして、今回の見直しでは災害対策基本法の改正などを反映させるもので、津波災害予防対策、建築物の耐震化等の推進、要配慮者等の安全確保のための体制整備の一部につきまして地域防災計画を修正する案でございます。

それでは、具体的な修正内容につきましてご説明をさせていただきます。

御宿町地域防災計画新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

今回の計画の見直しにつきましては、大きく分けて3点を見直しをしております。

1つ目は、資料の1ページ目になりますが、第二編、地震・津波編の第二章、災害予防計画、第二部、津波災害予防対策、第1の総合的な津波対策の1、基本的な考え方の中で下線で示している部分について追加をするものでございます。

津波に対する対策の考え方といたしまして、浸水想定区域にある施設について、施設を所管する課は管理する施設が津波の浸水想定区域内にある場合、警戒避難体制等の構築を図ることとしますが、その状況から施設移転についても検討することとするものでございます。また、保育所及び岩和田保育所については、平成28年度を目途に御宿台地区に移転するという記載を追加し、その建設等について国の緊急防災減災事業の活用を図るものでございます。

続きまして、2点目の見直しになりますけれども、2ページ目をご覧いただきたいと思えます。第二編、地震・津波編、第二章、災害予防計画、第5節、建築物の耐震化等の推進、第2、ライフライン等の耐震対策、2、水道施設における項目でございまして、(5)のイ、管路の耐震強化において、特に災害時に重要な拠点となる避難所、福祉避難所及び水道施設等については人命の安全確保を図るために、給水優先度が高い施設として位置づけ、優先的に施設への配水管路の耐震化を図るものとするという記載の追加をするものでございます。こちらにつきましては、管路の全体的な耐震化については計画上記載がございましたが、優先的に耐震化を図る施設等の位置づけがなかったことから、災害時の重要拠点となります避難所等の配水管路について盛り込むものでございます。

続きまして、3つ目の見直しになりますが、資料は3ページからとなります。第二編、地震・津波編、第二章、災害予防計画、第8節、要配慮者等の安全確保のための体制整備の項目になります。こちらにつきましては平成25年6月の災害対策基本法の改正に伴いまして、これまでの災害時要援護者を要配慮者に、また避難行動要支援者を新たに盛り込むなど、文言修正、追加、さらに避難行動要支援者名簿の作成に関する事、名簿の記載情報及び名簿情報の利用に関する事などが地域防災計画に定める必須事項となったため、追加修正をするものでございます。

用語の定義につきましては、これまで高齢者、障害者、乳幼児などの中で、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、みずからを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に支援を要する人々を災害時要援護者としておりましたが、このたびの法改正に寄りまして要配慮者と呼びかえられ、またこの要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合にみずから避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を避難行動要支援者と位置づけるものでございます。

まず、この部分についての修正全体の話させていただきたいと思いますが、資料の3ページの第8、8節、要配慮者等の安全確保のための体制整備の部分、また4ページ、第1、在宅要配慮者に対する対応の1、基本方針と、5ページ下段のほうの2、避難行動要支援者の把握につきましては、先ほどご説明をさせていただきました避難行動要支援者名簿の作成や記載情報、名簿の利用などについて追加をしているため、現行計画から構成自体を全て修正をさせていただきます。

また、ページをおめくりいただきまして、10ページでございます、3、避難行動要支援者避難支援プランの策定から、14ページでございます第3、外国人に対する対策につきましては、災害時要援護者等の記載を、法改正により文言を修正をするものでございます。

それでは、修正の内容についてご説明をさせていただきます。第3ページ、8節をご覧くださいと思います。

こちらの部分につきまして、法改正によりまして災害時要援護者を要配慮者に修正をするものでございます。4ページの1基本方針、(1)支援体制の整備では、町内に居住する要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者で、迅速な避難を確保するため特に支援を要する者の把握に努め、避難の支援、安否確認、その他避難行動要支援者を災害から保護するために必要な措置を講じるための基礎とする名簿を作成し、避難行動要支援者の避難支援を実施する機関に情報を提供し、迅速な対応がとれるように備えることとしております。

(2)避難支援者等関係者との協力体制の整備では避難行動要支援者の避難支援のため、町は後段のアの消防機関からかまでに記載した、当町に関係のある防災機関等を避難支援等関係者とし協力を求めることとし、避難支援の体制づくりを行うこととするものでございます。

5ページ下の2、避難行動要支援者の把握では、6ページに移りまして、災害対策基本法の規定により名簿作成に必要な限度で保有する情報を利用するとともに、県等にも提供を求め、必要な情報を得ることとしております。

7ページのア避難行動要支援者の範囲では、(ア)から(ウ)に記載している者を避難行動要支援者とし、中段のイの避難行動要支援者名簿の記載事項では(ア)から(キ)の事項を名簿に記載することとするものでございます。

また、資料8ページの下の方になりますが、(3)避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有におきましては、アで避難行動要支援者名簿の更新について、また9ページではイで避難行動要支援者の情報の共有について記載をしております。

次に、9ページの中段の(4)避難支援関係者等への事前の名簿情報の提供では、円滑かつ

迅速な避難支援等実施のため本人の同意を得て、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供をすること。また下段アからページをまたぎまして、10ページのクまでは、提供は地域を限って行ったり、守秘義務や保管方法の説明、取扱者の限定など情報の漏えいを防止するための取り扱いについて定めたものでございます。

これ以降、10ページの3から14ページにつきましては、災害対策基本法の改正によります災害時要援護者等の文言の修正となっております。

また、これまで第2編の地震・津波編ということで説明をさせていただきましたが、15ページから27ページにつきましては第3編、風水害等編、第2章、災害予防計画、第7節、要配慮者等の安全確保のための体制整備の項目となりまして、これまでご説明をさせていただきました地震・津波編と同様の改正となりますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

また、本修正案につきましては、8月3日に防災会議を開催いたしまして、修正についてご了解をいただいていることを申し添えます。

説明は以上でございます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

2ページですね。この管路の整備です。そういう中で優先的に施設の配水管路の耐震化を図ると、今後の計画ですよね。あと事業でどのぐらいの経費がかかるのか。どのぐらいの年数と、どことこの整備をしていくのかという、優先的という話ですから。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、ただいまのご質問に対してお答えさせていただきます。

水道本管の耐震化を優先的に進めるという今回の改正の内容でございますが、基本的に各配水池から町内各所に向けての送水管につきましては、おおむね耐震化が今の段階で済んでいるものと判断しております。

しかしながら、例えば御宿台地区で申し上げますと、御宿台集会所が避難所の指定をされておりまして、ちょうどあそこの大きい交差点のところまでについては耐震化が既にダクタイル管が入っておるわけでございますが、そこから集会所までの引き込みについては耐震化が終わっていないと、通常の管で水を給水しているような状況にございますので、そういった施設の小さいところについてこれから順次調査の上、図られていないところについては優先的に進め

てまいりたいというところで、計画に位置づけをさせていただきました。

詳細で、町全域について後どのくらいあるのかとか、全体の費用がどうなのかというところについては、これから調査をして行ってまいりたいと思いますので、今の段階では全体の総経費については把握をしておりません。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 了解しました。そういう中で、この9ページですね。まずその前、3ページ、要配慮者等、これはどのくらい想定されておるのかというのと、あとは同意を得て情報提供をするという中で、現在の時点でどのくらい同意を得ているのかと。それとこの同意を今後どういう形でとっていった情報を共有していくのか。誰が最優先でその要配慮者のところへ行くのかとか、状況によって違うんでしょうけれども、その辺の手順ですね、4点。

○議長（中村俊六郎君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 私のほうから要配慮者の人数について申し上げます。人数につきましては最大ということでご理解ください。

まず、高齢者なのですが65歳以上の方が3,618名、視覚障害者の方が27名、聴覚言語障害者の方が40名、肢体不自由者の方が178名、内部障害者の方が122名、知的障害者の方が51名、精神障害者の方が72名、あと難病患者の方が72名。乳幼児が215名、妊産婦が35名。外国人が44名。一部ちょっと重複もありますが、約4,500名ほどです。

次に、そのどのくらいの方に同意を得ているのかという話ですが、旧台帳に載っている方に今ちょっと同意をとっているところなのですが、今のところ139名の同意がとれております。今後につきましては、旧台帳に載って同意をとれていない方については、電話や訪問、あと手挙げの方については広報等で、また要介護認定3から5の方とか、下肢障害1・2級、視覚障害者の方、聴覚障害者の方については、それぞれ文書送付や臨戸をして、内容をご説明をして同意をいただきたいと考えております。

名簿については以上です。

○議長（中村俊六郎君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） こうした方々の支援、誰が優先という話ですが、これは事前に同意を得た方ということになります。事前に情報提供をさせていただく中で、それぞれの関係機関のほうでご確認をいただくことが前提かと思いますが、ただ地域性の問題もございまして、例えば消防機関ですとか自主防災組織、そういった方々が中心になって地区ごとに支援し

ていただくのかなというふうには考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番。

人口の4,500人というのと、ほぼ半数以上がそういう対象になっていると、高齢者を含めて。その中で同意を得ているのが139名、約140名という中で、これ全くその事業とっては何ですけども、対策が安全確保は進んでいないと、体制整備ができていないというのが現状だと思うんですよね。そういう中でこういう制度の変更があつていくと、修正があつていく中で、4,500人のうち140名というのはちょっと、問題があるんじゃないでしょうか。その同意の取り方に。

以前も多分、議会ではないのですけれども、担当課長に申し上げたと思うんですけれども、横浜市は同意の文書等を送付して返信がなかったら同意という、そういうような条例をつくって、その要配慮者ですね、今で言えば、そういう形で登録していったという話も聞いておりますけれども、このまま放置していくと、なかなかその同意は得られないと思うんですよね。そうした場合、消防団も民生委員の方も警察の関係も、これに関する方々の資料がないと、災害が起きた場合に。だから、今度どうしてこの同意を得ていくかという新たな手段を考えなければいけないんじゃないでしょうか。同意をとるのはどっちなんですか。

○議長（中村俊六郎君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 先ほど申し上げましたが、要配慮者ということでして、おっしゃるとおり全員が対象になるわけなのですが、その中でも今回の名簿に登載させていただきますのは、その避難行動に支援が必要な方ということで、先ほどの中でも要介護が3から5の方とか、障害のある方でもその下肢障害1・2級の方とか、一定の方が対象となっております。

ただ、議員さんがおっしゃるように、高齢者の方とか手挙げで自分が名簿に登載したいんだという方に関しましては、やはりおっしゃるとおりで、今のところ広報が一番有効な手段だと思うのですが、他団体の状況を見まして、何かいい方法がないかどうか研究していきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） あと独居が280名ぐらいということを知っておりますので、独居でも健全、健康な方いらっしゃいますけれども、そういうものを含めて検討して、登録していただくような形をとっていただければと思っています。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

新旧対照表の1ページであります。基本的な考え方において津波浸水想定区域内ということで、緊急防災対策事業等の対象になるというふうなお話、説明をいただいたわけですがけれども、具体的にその内容、要するに財政上の効果だと思いますが、それについて説明を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） それでは、私のほうから保育所の移転についてお答えいたします。

御宿保育所と岩和田保育所につきましては……

○議長（中村俊六郎君） 課長、もっと大きい声で。聞こえないので。

○保健福祉課長（埋田禎久君） すみません。

御宿保育所と岩和田保育所につきましては、記載がございますが防災上の浸水区域となっておりますので、統合を予定しますおんじゅく認定こども園においては、緊急防災減災事業債の借入ができることとなります。緊急防災減災事業債は平成28年度まで予定されておまして、元利償還金の70%を基準財政需要額に算入できる有利な起債となっておりますので、この起債を活用して最終的な町の財政支出を減らしていきたいと考えております。

このことから防災計画に記述をしまして、国の緊急防災減災事業の活用を図ろうとするものでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。次に移ります。

5ページであります。避難支援者等関係者等の協力体制の整備ということで、アからカまで規定しているわけですが、このオでありますけれども、自主防災組織とうたってございますが、ここにいわゆる行政区役員というんですかね、区ということの明示がされておらない。カ、その他地域住民等の日常から避難行動要支援者とかかわる者ということで、この中では相当幅広い対象として読めるわけですがけれども、現実的に自主防災組織というのは行政区役員とほぼ同一だとは思いますが、ちょっと実態を細かく承知していませんけれども、100%同一なのでしょう。行政区役員、行政区として自主防災組織のかかわりというか、区として明示しない理由というんですかね、それは全く同一であればそういうことなんだろうと思いますけれども、しかしそうはいつでも、自主防災組織がイコールとはちょっと違うのかな

と。実態ということはあるのかもわかりませんが、その辺も含めまして、こうしたような文言に整理した理由等について説明を受けたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 防災組織と行政区の役員さんについては同一、同じ方という認識でおりますが、今回の防災計画の中では、日ごろから防災活動を行っていただいております、避難者の支援が必要な方を支援していただくということで整理させていただきましたので、自主防災組織というような記載をさせていただきます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

わかりました。次に移ります。7ページであります。これは避難行動支援者の把握という中で、ここの修正後の一番下ですね。いわゆる個人情報だと思いますが、アからキまで規定をさせていただきます。氏名、生年月日、性別、住所または居所、電話番号その他連絡先、避難支援等を必要とする事由、そのほか町長が必要と認められる事項というふうに書かれておりますが、先ほど前段者が大変多い数とその内容について質問があったわけでありまして、いわゆる一般的には血液型、それから持病といいたいでしょうか、かかりつけ医、それから日常飲んでいられる薬があれば薬等、こうした情報なども必要な情報だろうと思うわけでありまして。

これはこれでまた別途で何か事業化されているというようなお話を伺っているところでありますけれども、最低限の情報ということの管理だろうというふうに思いますけれども、現実的に避難されたその次というのは即、私が今お話したような内容というのが現実的には必要になるかというふうに思うわけでありまして、そのことも含めまして、それが（キ）に該当するのかもわかりませんが、この個人情報について、この内容に絞った理由と申したいでしょうか、今私が例と示したのものについてはどのようにされるのか含めて説明を受けたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 名簿に掲載させていただく項目ということでございますが、こちらについては災害が発生した際に、もしくはおそれがある場合にその方の避難を支援するための基礎的な情報というようなことになりますので、こうした居所ですとか、連絡をとる手段ですとか、そういったものを定めさせていただいたということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） すみません、議員さんがおっしゃるような、あとは冷蔵庫の

中に筒を入れたりとか、そういった情報のことだと思うんですけども……。

大変失礼しました。薬とかかかりつけ医とかそういう話ですよ。

(石井議員「はい」と呼ぶ)

○保健福祉課長(埋田禎久君) それにつきましても、公開していただける方につきましては教えていただき、名簿に登載はしていきたいと考えます。

○議長(中村俊六郎君) 3番、石井芳清君。

○3番(石井芳清君) 一定の場所にそういう個人情報、個人の方の了解のもとにわかりやすい場所にきちんと保管をしていただくということと、あとそれを先ほどの支援者、その方々にどういう場所にどういうものがあるかということをおおまかじめ情報として提供しておいていただくということが、事前に大変大事だろうということだと思いますので、そういう形で、要するに二次情報になろうかと思えますけれども、そうしたものの整合性ですか、その部分についてここに載せる、今般もうここまで来ちゃっているわけですけども、本来であればそうしたものの、このキとして明示して、この内容について要綱なんですか、わかりませんが、改めてそういうものはうたっていくんでしょうか。

そうしませんと、訓練等でやはりそういうことの周知を図っていくと、現実的には今日この場でそういう大規模な災害が起こるということでもう気象庁は発表をしているわけですから、その可能性というのは非常に高いということが日ごろのニュース報道でされているわけでありますので、そうした情報をどうするのかと。

それから、これ今般、提案を受けているのは、地域防災計画ということで条例等ではありませんで、現在ある計画の修正ということだろうと思えますけれども、これはわかりませんが、議決を受ければ即効果を発揮するというふうには一般的には思うわけでありますね。そうしますと、今週ですか、今月早々に防災訓練が行われるというふうには伺っておるわけでありますけれども、それは今般のこの計画についてはどのように反映されるのでしょうか。それについてもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長(中村俊六郎君) 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長(埋田禎久君) 先ほどのキの避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項についてでございますが、先ほどおっしゃっていただいた薬とか、かかりつけ医とか、そういったものがちょっと記述できるかわかりませんが、もうちょっと整理をしてまいりたいと思います。災害はいつ起こるかわかりませんので、ご議決いただきましたらすぐに作業に入りたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） この修正の内容が今回の9月6日の防災訓練にという話でございますが、今回これを議決をいただきましたら、それから早急に現計画等の差し替え等を行ってまいりたいというふうに思っておりますけれども、今回の6日の訓練に関しましては、こうした方々の避難支援の要素というのは、まだ盛り込んでございません。今後、実施する防災機関等と協議をさせていただいて訓練等を検討してまいりたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 直近の防災訓練では全面的な実施にはならないというような説明であったかと思いますが、しかし今回の防災訓練もたしか、全町民を対象とした訓練ですよ。基本的には。ということであろうと思いますので、どこまで訓練で詳細にわたってやるのかというのは別なんでしょうけれども、そういう方々もここに対象となられる方が町民の大多数、先ほど報告があったように大多数でありますし、そういう方が主に参画されるわけでありますから、そういうことも含めまして先ほどの担当課長はこの名簿登載を、そこの啓蒙をどう図るのかと、周知をどう図るのかといったことも、今週末行われる訓練の中でそういう周知を進めると、こういう制度がありますよと、移行されましたよということなども私は広報として大変大事だろうと思いますので、そうした掲示物をつくるのか、そういうことはできるかと思いますので、呼びかけですよ。もしくは社協とか赤十字の方とか、この支援者の方がそういうことをきちんと理解をしていただく中で、同じ訓練の内容かもわかりませんが、訓練のほうを実施をしていただくということが大事だろうというふうに思いますので、即生かしていただくという形で、ぜひ努力をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 名簿に登録いただいて同意をいただく方を、多くの方に同意をいただくためにも、あとご協力いただく方にこういう制度ができましたという形のほうは周知をさせていただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 災害は24時間という中で、今までの訓練が大体日中、日の中ということで、夜間ということの計画を立てて今後実施していくような方向でいっていただけないでしょうか。1回で結構なんですけれども。大変夜間の訓練は難しいと思うんですけれども、諸事情ありますけれども、一度、夜間の訓練をやっておいたほうがよろしいのではないかとこのご

提案です。

○議長（中村俊六郎君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） ただいまの夜間の訓練につきまして、関係機関等と相談をさせていただいて、検討させていただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 5ページなのですが、避難要支援にはやっぱりマンパワーが特に必要だと思います。そうした中でこういうアからカまで書いてあるのですが、上の民生委員ですね。ふだんでさえも忙しいのに、非常時にはさらに民生委員の役割って大きいと思うんですよ。それで、この増員等は今どのように考えているのか。民生委員が今までどおりの人員でよろしいのか、さらに増員をするのかですね。

私はこの民生委員、先ほど言った高齢者にとってはふだんのフェース・トゥー・フェースで、身近にこの方々がふだんサポートしているわけです。こういう非常時は余計にこの方の、民生委員の活躍は、いろんな面で活躍してもらわなきゃならないわけですが、非常時は特にこの民生委員増員するとか、何かを考えているのか、さらにやっぱり日常でも御宿台は2人しかいないわけなんですけれども、とてもとても回り切れないということで、1年に1回しか会えないんだよということもございます。それでこの民生委員のマンパワーをどのように考えているのか、ちょっと聞きたいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 今具体的におっしゃられました御宿台の民生委員さんの数についてなのですが、ほかの地区もそうだと思うんですけれども、今ここでちょっと即答はできませんので、もうちょっと調査しまして、社協などとも協議して検討してまいりたいと思います。

（土井議員「ぜひともよろしくお願いします。御宿台と限らず、よそも多分少ないんじゃないかと思っておりますので、全体をよく把握した上で、住民に配慮してもらいたいと思います。よろしくお願いします」と呼ぶ）

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

8番、小川 征君。

○8番（小川 征君） 8番、小川でございます。

私はちょっとお願いということでございますけれども、今県の防災課のほうも、房総系地震

南海トラフですか、5年後には大きな地震の兆しがあるという中で、御宿は海岸線が多いわけでありまして、今ここに述べました要援護者の支援等で、もしパニックで御宿町が対処できないときに、ではそれをどこにお願いするか、またそれをどこにつれていくかという問題ですけれども、今、夷隅郡は防災拠点がありますよね。それを町民の皆さん、またここにいる議員の皆様もどこにあるかというのが、わかっている人はいいんですけれども、わからない人もいると思うんですけれども、それを町民の皆様にお知らせして、防災拠点は大多喜にあると、そこで何千人の食糧、飲料水があるということを明確に町民の方々にお知らせしていただきたいと。

それから、マップをこれからいろいろ作成すると思うんですけれども、御宿町で協定をしている業者等を明確にしていきたいなと思っていますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） いいですか。

（発言する者あり）

○議長（中村俊六郎君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 先ほどの県の機関の物資等につきましては、県のほうと協議をさせていただいて、皆さんにご周知できる範囲で周知をさせていただきたいというふうに考えています。それから提携先等でございますが、一部は防災計画等に掲載はしてございますけれども、追加をしているものもございまして、ホームページまた防災計画等を活用してお知らせはさせていただきたいというふうに考えております。

よろしくお願ひします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありますか。

8番、小川 征君。

○8番（小川 征君） 8番、小川です。

課長、それを早くお知らせ版等でお願ひしたいと思っていますので、一日でも早くそれを実行していただきたいと思います。

以上です。答弁はいいです。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 実は避難区域が、インターネットに久保は全区域、須賀は何だか、字が書いてありますよ。あの避難区域を見ても、あの表示では全然住民にはわからないと思いま

す。少なくとも絵で、この範囲が避難区域だよと、絵でちゃんと示してもらいたい。さらには地番でもちゃんと示して、私たちはこう避難しなきゃならない場所だなということで、目で見える地図と、さらに小字で書いてありますから、地番で書いたほうが良いと思います。その辺の配慮をしてもらいたいと思います。よろしいですか。

○議長（中村俊六郎君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） ただいまお話をいただきましたのは、津波避難計画の中で一定の条件の中で、一定の歩く速度で、一定の高さまで逃げるということをベースにしてワークショップのような形で作成をいただいたものだというふうに思いますけれども、これ地番、字、小字で示す場合に、やはり小字の地番の数がかかなり多くなるというような中で、後は一定の条件、例えば高齢者の方が歩くことでの一定のエリアでその浸水区域から出られるかどうかというような判断で作ったものでございますので、一概にこの区域だけと非常に特定するのがまだちょっと難しいような状況で作成させていただいています。

そうした中で、少し広めの地域を設定させていただいておりますので、地番での表示は非常に多くのスペースを使うということになるかと思えます。それで今お話しをいただいた地図のようなもので、表現ができないかということで、工夫をさせていただきたいと思えます。

よろしくをお願いします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

(午前 1 1 時 5 3 分)

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、伊藤議員は少々おくれるという連絡がありましたので、ただいまの出席議員は10人です。

(午後 1 時 0 2 分)

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第5、議案第5号 平成27年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、議案第5号 平成27年度御宿町水道事業会計補正予算案（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条収益的収入及び支出でございますが、支出予算の第1款水道事業費用、第1項営業費用に12万円を追加し、補正後の水道事業費用の総額を3億1,755万8,000円とするものです。支出予算にかかわる財源といたしましては、当年度純利益見込み額にて収支調整いたします。

補正予算の詳細につきましては事項別明細書にてご説明いたしますので、3ページをお開きください。

収益的支出の第1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費ですが、1節給料から4節法定福利費まで人事異動に伴う予算額の調整です。

7節備消耗品でございますが、デジタル式残留塩素系の購入費用として7万8,000円を追加するもので、漏水等の判断をする際の正確性や効率性の向上を図るものです。

次に、10節修繕費で108万円の追加でございますが、天の守地先に水道管の排泥口を設置するものです。現在排泥口がないことから本管洗浄等が実施できない状況にあり、排泥口を設置することにより赤水発生の抑止など、より安全で衛生的な水の供給に努めてまいります。

続いて、3目総係費でございますが、2目同様、1節給料から4節法定福利費まで、人事異動に伴う予算額の調整です。

以上、収益的支出予算について補正をお願いするものですが、人件費の減額や修繕費等の追

加を行った補正総額といたしましては12万円の追加となり、補正後の水道事業費用の総額を3億1,755万8,000円とするものです。

なお、本補正予算にかかわるキャッシュフローにつきましては、4ページに計算書を添付いたしました。収益的支出予算にかかわる財源手当てとして、当年度純利益予定額を精査し、資金の見込み期末残高は7億7,803万3,063円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番です。

水道事業会計補正予算ということですが、3ページ、事項別明細書の中の2目配水及び給水費ということでただいま説明ありましたが、排泥口の設置ということですが、場所の詳しい説明を求めたいというふうに思います。

それと、この間、ここ数年赤水対策ということで順次清掃していただいているというふうにするわけですが、これは基本的に一定の期間、例えば5年とか10年とかわかりませんが、そういうスパンでやっていくものなのかどうなのかと、それと現在どこまでいっているのか。大体御宿台と御宿と、それから高山田、上布施区がたしか一番最後だったと思います、整備状況については、それも含めまして説明を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） それでは、まず排泥口の設置場所からお答えを申し上げます。排泥口の設置場所につきましては、天の守地先、岩和田方面からいきますと一番上がり切ったところ、サンドスキーのところの住宅街のエリアになります。そのエリアの中の一番下側、国道寄りと申しますか、おりたほうの斜面の一番下の方角のところ排泥口を1カ所設けたいと考えております。

また、赤水対策の実施状況というご質問でございますが、赤水対策につきましては具体的に申し上げますと、海岸部、特に岩和田付近、それから須賀から浜にかけての海岸沿線沿いにつきましてはおおむね毎年度実施をしなければいけないような状況になっております。どうしても塩害による水道管の腐食によって赤水が発生する原因が多いことから、海岸部のほうについては毎年実施をしているような状況です。また、上布施地区、高山田地区、それから御宿台地区のような箇所につきましては、順次交代で業者さんのほうと様子をうかがいながら、各箇所の排泥口から少し試験的に水を抜き出した形でこの辺をやっておいたほうがいいのではない

かというようなところから順次実施をしているような状況です。

ちなみに、例えば御宿台地区でございますと、200街区を今年やった場合には来年度300街区を実施するとか、高山田、上布施地区については例えば3年に一度ペースで行うとか、そういった形での実施状況になりますので、各管が何年に一度というような実施状況ではございません。以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、了解いたしました。

配水費、給水費と伺いますが、先ほどの質疑の中で災害時の広域的対応ということが質疑をされまして、大変私は大事な観点じゃないかというふうに聞いておったわけでありましてけれども、たしか私の住む地域は、いすみ市の本管が道路上クロスをしていると、逆に言うと本町の中の町道を使用されてきちんとループとなっているというふうに思うんです。

災害対策においては、そういう未曾有の状況が起きた場合にお互いに水を交換し合うと申しますか、供給し合うと、防災費においては水というものが一番大事なものであるというふうなことが教訓として言われておりますので、本当に数メートル、町道ですからその範囲内でたしか埋設しておったというふうに理解をしておりますので、協議が整えばそのコックだけで緊急時の対応がとれるというふうに素人的には考えるのでありますけれども、既に消防については広域的な防災協定というものもなされておるように聞いておりますけれども、水道事業、特に本町みたいなそういう何キロもということではなくて、それからこの今提案いただいております、天の守地先もオザワに向けての町道整備をして、そこにも一定本管等を埋設しておったというふうに思いますので、これもそんなに遠くないと思いますし、そういうことも含めて今後そうしたものを協議をして、ある意味私としてはきちんと整備をすべきだと、緊急時の対応に備えるべきだというふうに思うわけでありましてけれども、それについての考えについて承りたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡 豊君） まず、ご助言のほうありがとうございます。

ただいま水道の本管の状況につきましては、さきの一般質問でもご質問いただいておりますが、現在各団体の水道施設につきまして広域的な形で調査を入れまして、そういったところの技術的な、いわゆる災害時の供給のお互いに融通をし合う方法がとれるのかとか、また施設の合理化はどういうふうにしたら図れるのかといったものを現況の調査をして、また課題の整理を行った中で現在検討を進めているところでございます。

ただいま石井議員からご助言のあった内容につきましては、当然のことながら非常に重要なことだと考えておりますので、この施設の現況調査が終わった段階において、町としてもそういった形のご提案をしながら、より効果的な施設の統合に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第6、議案第6号 平成27年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 議案第6号 平成27年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ395万4,000円を追加し、補正後の予算総額を14億5,924万2,000円と定めるものです。主な内容につきましては、電算システム改修委託料及び療養給付費交付金の精算に伴う返還金の増額を行うものです。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入からご説明いたします。5ページをお開き

ください。

9款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費等交付金繰越金の363万円並びに2目その他繰越金の32万4,000円ですが、いずれも前年度からの繰越金であり、それぞれ追加し、収支の均衡を図りました。

続きまして6ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の32万4,000円は、国保の高額療養費システムの改修を行うための委託料の増額でございます。重度心身障害者医療費助成制度の現物給付化に対応するために改修が必要となったものです。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金の363万円は前年度に交付されました退職被保険者の医療費に対する療養給付費等交付金の精算により生じた返還金の増額でございます。また、本補正予算につきましては8月17日に開催されました国保運営協議会においてご承認をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第7、議案第7号 平成27年度御宿町介護保険特別会計補正予

算（第1号）を議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 議案第7号 平成27年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ701万7,000円を追加し、補正後の予算総額を8億9,758万9,000円と定めるものです。主な内容といたしましては、平成26年度における、介護給付費等の確定に伴う精算を行うとともに、職員の採用や配置がえによる人件費の調整を行うものです。

それでは、各種目の詳細につきまして予算書の事項別明細書に沿ってご説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

歳入予算ですが、3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（介護予防事業）の1万3,000円並びに3目地域支援事業交付金（包括的支援事業）の150万8,000円ですが、職員人件費の調整を行っていることから、国の法定負担分についてそれぞれ追加するものです。

以降、4款支払基金交付金、5款県支出金、7ページに移り、6款繰入金についても職員人件費の調整に伴う法定負担分の補正をそれぞれ行うものです。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の1,138万6,000円ですが、前年度からの繰越金を追加し、収支の均衡を図りました。

以上、歳入予算として701万7,000円を追加しております。

次に歳出予算でございますが、8ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の742万4,000円の減額ですが、職員の配置がえに伴い、2節給料から4節共済費までの職員人件費を調整するものです。

3款地域支援事業費、1項介護予防事業費の5万3,000円の追加ですが、当初予算編成時に見込めなかった職員の昇格分について追加補正するものです。

2項包括的支援事業任意事業費386万7,000円は、主任ケアマネの採用に伴い2節給料から4節共済費までそれぞれ所要額を追加するものです。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金の626万4,000円ですが、平成26年度の介護給付費や地域支援事業費の確定に伴い国・県支払基金へ返還するものです。

2項繰出金、1目一般会計繰出金425万7,000円の追加は平成26年度の事務費、介護給付費や地域支援事業費の精算分といたしまして町一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、歳出予算といたしまして701万7,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第8、議案第8号 平成27年度御宿町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 議案第8号 平成27年度御宿町一般会計補正予算案（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれに7,816万2,000円を追加し、補正後の予算総額を32億9,127万5,000円と定めるものでございます。

第2条は地方債の補正について定めるものでございます。まず、この第2条の地方債の補正について説明させていただきます。

5 ページをご覧ください。

地方債の追加につきましては、本補正予算案で追加しております（仮称）おんじゅく認定こども園の建築設計業務委託費のうち、実施設計部分について地方債の発行対象となることから、緊急防災・減災事業債の借り入れを予定し、1,730万円を限度額として追加するものです。

次に、地方債の変更でございますが、水道企業団出資事業として、当初予算で1,560万円計上しておりますが、南房総広域水道企業団において出資金の算定に誤りがあり、出資金額が変更されたことから、これに充当する地方債も変更し、変更後の限度額を1,690万円とするものです。

それでは、各種目の詳細について予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

8 ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

12款分担金及び負担金、1項負担金、2目民生費負担金、2節児童福祉費負担金の33万7,000円は、放課後児童クラブの定員増加に伴う利用者負担の追加でございます。

3目衛生費負担金、2節保健衛生費負担金の6万円は、未熟児養育医療給付費に不足が生じる見込みのため、追加する事業費に対する保護者負担分を追加するものです。

13款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務費手数料、3節戸籍住民台帳手数料の1万円は、これから発行が始まるマイナンバーの通知カード及び個人番号カードについて、その再交付手数料を定めましたので、一定の件数を見込み追加するものです。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、3節心身障害者福祉費負担金の90万1,000円は、育成医療の給付金に不足が生じる見込みのため追加する事業費に対する国庫負担分を追加するものです。なお、国庫負担率は2分の1です。

2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金の11万3,000円は先ほど申し上げました未熟児養育医療給付費に不足が生じる見込みのため追加する事業費に対する国庫負担分を追加するものです。なお、国庫負担率は2分の1です。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、5節地域住民生活等緊急支援交付金の3,584万2,000円ですが、本交付金につきましては、まず基礎交付分が昨年度示され、地域総合戦略の策定経費を初めとした事業費に充当した上で、平成27年度に繰り越して早期執行に努めているところでございます。これとは別に、本年10月までに地方総合戦略を策定する自治体に対し上乗せしてさらに交付金が配分されることが示されましたので、これを今回追加するものでございます。

この上乘せ交付分には、タイプ1とタイプ2という区分けがございまして、タイプ1は他の自治体において参考となる先駆的事業を対象とするもの、タイプ2は人口減少対策に力点を置いた事業を対象とするものでございます。

事業内容は歳出補正予算において説明をさせていただきますが、補正額の内訳として、タイプ1に該当するものは、御宿海岸利活用計画策定事業2,200万円と御宿サミット事業の384万2,000円の2事業です。2,584万2,000円を見込んでおります。タイプ2といたしましては、総務省が運営する全国移住ナビのホームページ作成事業に200万円と、御宿町に宿泊された方を対象に町内で使用できる優待券を配布する御宿いきいきクーポン券事業800万円の計1,000万円を見込んでおります。タイプ1、タイプ2、合わせて3,584万2,000円でございます。

続いて、2目民生費国庫補助金、7節児童福祉費補助金の94万8,000円は放課後児童クラブの定員の増加に対応して採用した臨時職員1名の経費に対する国庫補助金を追加するものです。なお、当該補助は、当初予算3ページの補助割合は県が3分の2でしたが、子ども・子育て支援制度への移行に伴い、今年度から国が3分の1、県が3分の1に負担割合が変更となりましたので、94万8,000円のうち47万7,000円は県補助金からの組み替え分となっております。

9ページでございます。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、3節心身障害者福祉費負担金の45万円は、育成医療給付費に不足が生じる見込みのため、追加する事業費に対する県負担分を追加するものです。なお、県負担率は4分の1です。

3目衛生費県負担金、1節保健衛生費負担金の5万6,000円は、未熟児養育医療給付費に不足が生じる見込みのため、追加する事業費に対する県負担分を追加するものです。なお、県負担率は4分の1です。

2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金の29万円は、ひとり親家庭医療の給付に不足が生じる見込みのため、追加する事業費に対する県補助分を追加するものです。なお、県補助率は2分の1です。

4節児童福祉費補助金の5,000円の減額は、放課後児童クラブの定員増加に対応して採用した臨時職員1名の経費に対する県補助金の増加によるものです。補正額がマイナスとなっておりますのは、事業費の増額に伴うものが47万2,000円、子ども・子育て支援制度へ移行に伴う負担割合の減の影響が47万7,000円の減額であるため、差引5,000円の減額となっております。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の300万円は国の青年就農給付金の給付該当者があることから、その給付費に対する県補助金を追加するものです。なお、給付金の全額を

国が県を經由して補助するものでございますので、町の負担はございません。

2 節水産業費補助金の10万2,000円ですが、小型漁船漁業就業者確保育成事業につきましては本年補正予算（第1号）で議決をいただいているところでございますが、この7月に県において要綱が改正され、補助金支給単位が月額から年額に改められたため、その影響額を追加するものです。

6 目商工費県補助金、1 節商工費補助金の150万円は、県消費者行政活性化基金事業補助金の交付決定があったことから追加するものです。なお、同額を事業費とする歳出予算も今回追加しております。

2 節観光費補助金の63万6,000円は、観光地魅力アップ整備事業補助金の交付決定があったことから追加するものです。補助率は3分の2で、当初予算に計上しております観光案内看板設置事業委託費に充当するものです。

10ページでございます。

17 款寄附金、1 項寄附金、2 目指定寄附金、1 節活力あるふるさとづくり基金の1,000万円は寄附に対する記念品等をより魅力的なものへとリニューアルし、あわせて広く周知することで寄附額の増大を図るため、一定程度の寄附金を見込み、追加するものです。

18 款繰入金、1 項特別会計繰入金、2 目介護保険特別会計繰入金、1 節介護保険特別会計繰入金の425万6,000円は、介護保険特別会計の平成26年度事業費の確定に伴う精算金を繰り入れるものです。

19 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節繰越金の106万6,000円は、前年度からの純繰越金を追加し、収支の均衡を図るものです。

21 款町債につきましては、第2表の地方債補正で説明したとおりでございます。

以上、歳入予算として7,816万2,000円を追加しております。

歳出予算でございます。11ページをご覧ください。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、2 節給料の160万2,000円の減額は、今年度の人事異動等による科目間人件費の調整を行うためのものでございます。以後、9 款教育費までの2 節給料、3 節市職員手当、4 節共済費の追加及び減額はこれによる調整でございますので、説明は省かせていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、3 目財産管理費、11 節需用費の44万8,000円ですが、このうち10万2,000円は庁舎のエレベーター設備の修繕、34万6,000円は庁舎2階正面玄関ドアの修繕費でございます。緊急に修繕する必要がありますので、追加して対応するものです。

13節委託料の49万3,000円ですが、御宿台地先1カ所において、民地への影響が懸念される樹木の伐採委託費を追加するものです。

4目企画費、8節報償費の12万円は、地域住民生活等緊急支援交付金を活用した御宿サミット事業への学生参加報償でございます。御宿サミットは首都圏の大学の学生を招いて地域住民とのワークショップを開催し、学生の発想を取り入れた御宿町の将来像を描き、総合戦略へ反映できる体制を整えること、またそれによる若者の定着と雇用の創出を目的とするものでございます。

本事業の関係経費として、そのほかに9節旅費の44万7,000円、11節需用費のうち消耗品の34万円、12ページへ移りまして、13節委託料のうち、電子会議システム整備委託の284万5,000円、これは役場庁舎の会議室のWi-Fi環境の整備やタブレット端末の整備など、ワークショップの環境整備に係る経費でございます。

また、14節使用料及び賃借料のうち、各種使用料9万円、こちらはレンタサイクルの賃借料でございます。

以上、計384万2,000円が御宿サミット事業に係る経費でございます。

企画費でもう一つ、地域住民生活と緊急支援交付金を活用した事業として、全国移住ナビホームページ作成業務委託事業がございます。全国移住ナビは、総務省ほか関係市町長と自治体が協働して構築する居住、就労、生活支援等にかかわる総合的なワンストップポータルサイトであり、これらのサイトの作成費用として、13節委託料のうち、全国移住ナビホームページ作成委託200万円を追加しております。

11ページに戻りまして、11節需用費のうち、印刷製本費の30万円は寄附に対する記念品等のリニューアルに際し、そのカタログを作成する経費でございます。そのほか、12節役務費の3万円は郵便振替手数料。12ページへ移りまして、13節委託料の記念品等配送委託の600万円、14節使用料及び賃借料の代理収納システム使用料の15万円、申込フォーム使用料の2万5,000円。以上、650万5,000円がふるさと寄附への記念品等のリニューアル等に係る経費でございます。

6目防災諸費、11節需用費の22万3,000円は、防災無線屋外子局のアンテナ修繕費でございます。腐食が確認されるため修繕するものでございます。

15節工事請負費の82万8,000円ですが、役場庁舎西側の高台にございます防災無線の屋外舎局のバッテリー交換の必要が生じたことから対応するものでございます。

9目活力あるふるさとづくり基金積立金、25節積立金の1,000万円は、寄附額に対応して基

金への積立金を措置するものです。

2項徴税費、1目税務総務費、23節償還金利子及び割引料の150万円は、配当割や株式等譲渡所得割に係る還付が見込みを上回ることから、追加して対応するものです。

13ページでございます。

3項戸籍住民台帳費、1目戸籍住民台帳費、11節需用費の5万円は、マイナンバー制度の運用開始に伴い必要となる消耗品でございます。

13節委託料の7万円は、次の備品購入費の欄にございます個人番号カード裏書印字システムの補修委託料でございます。

18節備品購入費の88万4,000円ですが、このうち住民用個人番号カード端末の購入費として10万2,000円、個人番号カードの住所変更処理においてカードの裏書を自動かつ正確に印字するシステムの購入費として78万2,000円を追加するものでございます。

19節負担金補助及び交付金の1万1,000円は、通知カードまたは個人番号カードの再発行経費相当額として一定程度の件数分を追加するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、11節需用費の10万1,000円は、印鑑登録証に不足が生じる見込みから追加して購入するものです。

20節扶助費の58万2,000円は、ひとり親家庭医療費の給付に不足が生じる見込みのため、追加をするものです。

2目老人福祉費、28節繰出金の666万3,000円の減額は、人事異動等に伴う介護保険特別会計繰出金の調整です。

14ページでございます。

3目心身障害者福祉費、20節扶助費の180万2,000円は、育成医療給付費に不足が生じる見込みのため、追加をするものです。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、7節賃金の173万9,000円は、放課後児童クラブの定員の増加に対応して採用した臨時職員1名の経費です。

11節需用費の13万円は、放課後児童クラブの定員増加に伴い、賄い材料費を追加するものです。

3目保育所費、11節需用費の19万2,000円は、御宿保育所の玄関ドアの修繕やホールの雨漏り対策を講じる必要があることから、追加して対応するものです。

19節負担金補助及び交付金の1万2,000円は、全国保育士会研究大会への参加が求められていることから、保育士1人分の参加費を追加するものです。

5目児童福祉費、13節委託料の2,473万2,000円は、先日コンペにて建築設計業者が決定いたしました（仮称）おんじゅく認定こども園の基本設計及び実施設計の業務委託費を追加するものです。

15ページでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、20扶助費の25万1,000円は、未熟児養育医療給付費に不足が生じる見込みのため、所要額を追加するものです。

3項上水道費、2目上水道建設費、24節投資及び出資金の129万5,000円は、南房総広域水道企業団において出資金の算定に誤りがあり、出資金額が変更されたことから、所要額を追加するものです。

16ページでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金の300万円は、国の青年就農給付金の給付該当者がいることから、年150万円2人分を見込み追加するものです。

3項水産業費、1目水産業振興費、19節負担金補助及び交付金の19万9,000円ですが、小型漁船漁業就業者確保育成事業で、これにつきましては本年補正予算第1号で議決をいただいているところですが、本年7月に県において要綱が改正され、補助金支給単位が月額から年額に改められたため、給付額の差額を追加するものです。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、13節委託料の150万円は交付決定のあった県消費者行政活性化基金事業補助金を活用し、補助金の金額以内で消費者行政啓発用品の作成を委託するものです。

19節負担金補助及び交付金の240万円は、町内就業者の確保を目的に転入して町内で働く方へ家賃の一部を2年間補助するものです。上限2万円で、10世帯12カ月分を見込み追加いたします。

17ページでございます。

3目観光費、13節委託料の3,200万円ですが、このうち御宿いきいきクーポン券事業として観光商品券発行業務委託800万円、この事業は観光で御宿に宿泊した方へ、町内で使える2,000円分の優待券を配布するキャンペーンを実施するものです。また、御宿海岸利活用計画策定業務委託として2,200万円、これは御宿町の貴重な資源である海岸の安全性や水質、環境マネジメントなどの水準をさらに高め、海岸の国際的な環境認証であるブルーフラッグ認証を取得し、海岸ブランドの確立により、外国人を含めた多くの観光客誘致を図る計画を策定するものです。

さらに、メキシコ記念整備計画の委託として200万円を追加しております。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、15節工事請負費の250万円は、上布施地先の町道のり面補修工事や各区排水路のふぐあい箇所^{（注）}の修繕費など、行政区からの要望を中心とした道路保護事業に不足が生じる見込みのため、所要額を追加するものです。

18ページでございます。

5項河川費、1目河川総務費、11節需用費の30万円は上布施地先河川の護岸崩落の修繕費でございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、8節報償費の2万円は、今年度、御宿小学校が防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業の実施校となり、公開事業等への講師謝金が不足するため、追加するものです。

19ページでございます。

2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費の24万3,000円は、御宿小学校プールの排水設備が故障したため、修繕費を追加するものです。

15節工事請負費の88万1,000円は、体育倉庫補修工事費に不足が生じるため、追加して対応するものです。

3項中学校費、2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金の18万6,000円は、部活動において県大会への出場に伴い新たに生じた交通費への補助を追加するものです。

4項社会教育費、2目公民館費、11節需用費の21万6,000円は、公民館大ホールの空調温度調節器が故障したため、修繕により対応するものです。

20ページでございます。

5項保健体育費、2目体育施設費、11節需用費の19万5,000円は、旧岩和田小体育館の消防設備の故障が消防設備点検時に指摘されたため、修繕により対応するものです。

以上、歳出予算として7,816万2,000円を追加しております。

よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

12ページ。

一般質問でもございましたけれども、この記念品等発送委託600万円ということで、石井議員が一般質問でありました。そういう中で、このふるさと納税ですか、十何億という数字の出

ている都市もございます。また、近隣の市町村でも結構な寄附額が出ているという中で、どのくらい、10月1日からこういう新しい形でやるという中で、想定寄附額、事業をやるにはやっぱりそのくらいのことがあってしかるべきだということと、私たちは説明聞いておりますけれども、記念品の品物のメニューをどういうものが新しく加わったか、この2点。それと広報についてどのような形をとるのか。ネットでという話は聞いておりますけれども。

○議長（中村俊六郎君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） まず、記念品でございますが、現在のイセエビ、アワビのほか4品目、これから一気に40品目といたしまして、現在の4品目のほかに民宿等の宿泊券や飲食店の優待券を初め、釣り船、ゴルフ場、農業体験農園、サーフィンスクールの利用権、商工会女性部が制作するつるし雛、御宿町が力を入れております姉妹都市交流のPRも兼ねましてメキシコのテキーラ、スペインのワイン、スペイン産ハム、株式会社野沢温泉のリフト券に加えまして、地元の日本酒、干物、蜂蜜などの特産品と、高額寄附への対応といたしましてプロの写真家による御宿町での写真撮影とサーフボードやウエットスーツのオーダーメイドを検討しております。

寄附額に対する記念品の金額割はおおむね50%といたしまして、寄附額は昨年度の4倍でございますが、1,000万円を見込んでおります。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 4倍ということで、もっと大きな額を期待しております。そういう中で、新しい形でこういう寄附納税の体制をとられたと、もう一点、その広報をどうするかというのが抜けているんですけれども。

○議長（中村俊六郎君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 失礼いたしました。ふるさと納税の対象となる町外の方へは、ホームページや固定資産税の納税通知書の際のお知らせに加えまして、随時ツイッターでツイートを検討しております。

また、町内向けでございますが、こちら広報紙におきまして毎月寄附額を掲載するとともに、また当然でございますが、基金を取り崩した際は充当事業を広報紙とホームページへ掲載しまして、皆様にお知らせしたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） それと、全国移住ナビホームページ作成委託200万円とこのホームページの記載内容と委託先、それと運用をどうするのかと。今までこの定住化政策でやってきて

定住した人はゼロという話を聞いておりますので、今後どういう形でこれを運用していくのかと、またどのくらいこれによって定住が見込まれるのか、大変難しいものなんでしょうけれども。

○議長（中村俊六郎君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 最初に全国移住ナビでございますが、こちらの地域におけます居住、就労、生活支援等にかかわる総合的な情報を掲載いたしまして、全国全自治体を検索して、好きな自治体を見つけて移住を考えることを目的としたサイトでございます。申し上げましたような基本的な情報に加えまして、御宿町でございますので、観光情報ですとか、サンフランシスコ号、月の沙漠などの情報も掲載し、他市町村との差別化を図りたいと思っております。

検索方法として地図や市町村名からの検索はもちろん、仕事から、住まいから、生活環境、観光情報に加え、体験談からも検索することができますので、これらに対応する情報を掲載させていただきたいと思っております。

それと、このホームページ作成の委託先でございますが、こちらの全国移住ナビシステムというのは総務省がつくっております、そちらのシステムを構築した業者がございます。こちらの業者が技術的構築実績の観点から他に優ると思っておりますので、こちらの業者との交渉になると考えております。

また、今後の移住のお話し、一応実績でございますが、移住される方は、シニア層でしたら終の住みかを求めるということで慎重にしております、あちらこちら見られてから決定いたしますので、なかなか一朝一夕というわけにはいかず、議員ご指摘のように、まだうちのほうでやっている移住のツアーなどによっての移住はないということでございますが、今年度も10月にまたツアーをやりまして、また今、お試し暮らしの制度を今年からつくりまして、ただいま、ちょうどきのうから2泊3日で長野県の方がご夫妻で見えているということもございまして、ちょっといろいろ細々やっけていながら、なるべく定住につなげていきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 自分の人生を決めるものは、そう即断はできないと思っておりますけれども、ゆっくりやってください。

そういう中で、12ページ防災諸費、防災無線工事82万8,000円なんですけれども、この内容は今説明されましたけれども、決算のほうでも防災諸費で、その防災無線個別受信購入39万円

とありましたよね。そういう中で、町なかでどのくらいその受信器を持っているのか。それから、デジタル化へ向けての対応の計画はどうなっているのか。デジタル化した場合の、その受信器の無償貸出というのは千葉県でもやっているところございます。そういう中でこの無償貸出という方向性についてですけれども、その点とデジタル化事業に関しての基金の積み立て、相当な金額がかかります。それとこのデジタル化事業に対しては国・県の補助事業の対象になっておるのかと、この4点。

○議長（中村俊六郎君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） まず、防災無線の戸別受信器の各世帯の状況でございますが、これまで現在で2,033台の戸別受信器を販売しております。

それから、デジタル化に向けての対応でございますが、こちらにつきましては防災行政無線は昭和62年に現在のものを整備しております、現在使用している機器については老朽化等が発生をしているというような状況でございます。今後、デジタル化に向けての必要性は当然ございまして、整備の時期等につきましては財政的な面も含めて今後検討させていただくということで計画的に、財政も含めて計画的に進めてまいりたいということで考えております。

あと、デジタル化後の戸別受信器の無償化というようなお話ですが近隣の状況の中では、現在お持ちのものを多分デジタル化した際に交換というか、1台お持ちのものについては負担もいただいている部分もありますので、それを交換するという形で、あと2台目等のご希望は市町村ばらつきがあるような状況を聞いておりますが、一定の負担金をいただいたり、もしくは1台でということをお願いしたりとかいうような状況をちょっと聞いてございますが、こちらにつきましても、今後の整備全体計画の中で整理をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、事業費に向けての基金の関係ですが、現在の総合計画のアクションプランの中では、平成28年度、来年度から2,000万円ずつ5カ年間という計画で1億円を積み立てるといような計画をしております。こちらの計画に沿って、計画的に進めさせていただけたらということ考えておるところでございます。

それと、これらの無線の整備の財源の関係でございますが、これは今現在ですと、緊急防災減災事業の対象ということで有利な起債がございますが、こちらについては今現在は28年度までと一旦されてございます。その後の状況をまた今後、国の動向によってくるものだと思いますが、それ以外にも、もともとこうした防災設備の整備の中では一定の充当率と交付税措置のある起債が既存のメニューにもございますので、そうしたものも含めて財源のほうは検討をし

てまいりたいということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番。

あと2点ほど質問させていただきます。

14ページ児童福祉施設費です。2,473万円と、（仮称）おんじゅく認定こども園の建設設計委託ですか、建築設計委託。まず、仮称はどのような形で正式名称に決定されていくのかということと、今後の建設に向けてのフロー、一般質問でもございましたけれども、再度お願いしたいと。それと、先ほども70%の交付税算入ということが答弁でありましたけれども、該当するもの該当しないもの、それで交付税がどのように算入されていくのかと、これ財政課のほうですか。

それと、ちょっとずらりと言っちゃいますけれども、給食室もつくるということなんですけれども、これはオール電化なのかガス併用なのかということと、中学校でもやりましたけれどもソーラーパネルあるいは蓄電器をつけるのかどうか、それと以前は5億円以内という答弁を町長はしておりますけれども、見ますと5億円を超えていると。今問題になっている新国立競技場の話を持ち出すまでもなく、建設費、資材の高騰、工賃のアップ、これは予想されて起こったことです。今後、じゃ、その言われた形のものでおさまっていくのかということなんです。

それと、地質調査が終わっておりますけれども、この結果報告がまだなされていないと思うんですよ。適か不適か、どういう調査をしたのかということなんです。

それと、ご案内のように御宿台には地区計画がございます。フェンス、門扉の高さ1.2メートルという、計画の中へ書いてあります。この1.2メートルで適正なのかということ。

それと、あの地区には特別管理預託金というのがございますけれども、これは広域消防でも30万9,000円、パークゴルフ、テニス場でも、これは町のあれですけれども30万、当時3%の消費税ですから払っておりますけれども、これについてどうするのかと、以上10点ぐらいあったかな。よろしくをお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） それでは1点目の、仮称はどのような方法で正式な名称に決定するのですかというご質問ですが、正式な名称の決定となりますと、設置条例の制定などやはり議会の承認を得てということになります。担当課といたしましては正式名称で親しみの持てる名称にするか、あるいは幾つかの認定こども園で取り入れております、愛称を設け、町民から募集する方法がよいのか、現在検討しているところでございます。今後は議会を初め、

建設委員会のご意見を伺いながら決めていきたいと考えております。

2点目の、今後の建設に向けてのフローについてでございますが、今定例会で設計費に係る補正予算をご議決いただきましたら、基本設計及び実施設計について、設計業者と契約いたします。契約後に建築スケジュールを調整することとなりますが、本年10月に基本設計を完了し、12月の第4回定例会へ造成関係経費の補正予算を計上いたします。平成28年2月には建築確認申請、開発許可申請等の提出をし、3月下旬に実施設計を完了する予定です。3月の第1回定例会におきましては建設費、設計管理費について平成28年度当初予算に計上する予定となっております。28年の6月に建設工事を着工し、平成29年2月末の竣工を目指しております。

○議長（中村俊六郎君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君）（仮称）おんじゅく認定こども園に係ります交付税でございますが、こちらの建築に適用いたします緊急防災減災事業で起債できるものとして、施設の建築工事のほか、建築工事に直接関係のある設計費用が対象となります。

具体的には実施設計と、また園庭やフェンス管理用道路、擁壁の整備や20万円以上で耐用年数が5年以上の備品に該当する、遊具などが該当いたします。基本設計や今申しあげました基準に満たないような備品が対象外となります。

また、この事業は原則移転前の延べ床面積または用地面積を上限といたしますので、これらの面積を超える場合には、面積割合で案分して移転前の面積分のみ起債対象となるものでございます。

それと、交付税でございますが、先ほど議員もおっしゃってございましたけれども、70%の算入率で、元利償還金が20年間措置されることとなっております。

○議長（中村俊六郎君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 次に、太陽光発電と給食室の件でございますが、まず太陽光発電につきましては、災害時の非常用電源として、設計案においては園舎屋根の一部に荷重を見てあります。金額については20キロワットで約4,500万円程度となり、そのうち蓄電池が約1,500万円で、8年で交換が必要となります。また、この補助金につきましては県に再生可能エネルギー導入推進基金について問い合わせたところ、この事業については平成27年度末で終了し、平成28年度以降はないとのことでした。このことから、建設時に太陽光発電設備を導入しますと建設費がその分増えることとなります。最終的には太陽光発電設備を導入するかどうかにつきましては、基本設計の段階で決定したいと考えております。

次に、給食室はオール電化かガス併用かということについてでございますが、東日本大震災

以降、オール電化は計画されにくくなっているのが現状でございます。理由といたしましては、電源が供給されなくなった場合に機器が使えなくなってしまう、災害時の対応が困難となるためです。また、太陽光発電を導入したといたしましても、調理室の必要量を賄えないような状況でございます。先ほどと同じ答弁になってしまいますが、最終的には給食室はオール電化かガス併用かということにつきましては、基本設計の段階で決定したいと考えております。

次に、建設費の関係でございますが、予定額につきましては、全て税込みで申し上げますと、本体工事費が3億6,000万円、設計費が今回補正をお願いしておりますが、2,473万2,000円、備品購入費が1,000万円、園庭、遊具整備費が1,000万円、造成関係経費が4,000万円、外構工事費が5,000万円、設計監理費が1,500万円で、合計5億973万2,000円を予定しております。5億を超えた理由といたしましては、先ほど議員がおっしゃいましたが、建設費、人件費等の高騰に加えまして、子育て支援センター、リソースルームが増えたことによるものです。

次に、地質調査についてでございますが、平成27年1月17日から2月27日を工期として実施いたしました。委託内容ですが、ボーリング調査及び標準貫入試験で、土質部岩盤部合わせて59メートルでございます。調査箇所数は4カ所、建設予定地がそのときは上段、下段の2段になっておりましたので、それぞれ2カ所で行いました。

調査結果ですが、敷地全体が盛土層となっております。一番深い場所で19.1メートル、浅い場所で9.5メートルとなっており、岩盤は上総層群下部浪花層であるとの結果であります。先般実施いたしました建築設計業務コンペにおきまして選定されました認定こども園につきましては、調査箇所のうち一番浅い9.5メートルに位置しております。このことから、建築については良好な場所であると報告を受けております。

次に、フェンスの関係でございますが、フェンスにつきましては、指名コンペ募集要項の中に建設委員会意見要望の現場の声としてフェンスの設置（子供の園外抜け出し対策）というものがございました。この件について両保育所の所長に確認しましたところ、1.2メートルあれば子供が園外に抜け出すことはないであろうとのことでもございました。こども園という施設用途、幼児の身長からすると妥当な高さであると思われまます。

次に、特別管理預託金の件でございますが、町といたしましても支払うべきものは支払うという考えですので、金額等については今後管理会社と協議をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 瀧口委員、質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(午後 2時09分)

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時31分)

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） この件に関して、二、三、再度質問したいと思います。

竣工が29年の2月ということなのですが、前の一般質問でもご意見申し上げたんですけども、今の4歳児ですね、これは全く入れないと。卒園式ぐらい、1カ月でも2カ月でも新しい園舎でというような配慮をしていただきたいと。ちょっと早めていただければ、1月ぐらいから入れるのではないかなと。それと保育士さんたちですね、それから給食の関係の人、またもろもろ関係者も、やっぱり訓練期間というのが必要ではないかなと思います。そういう中で、気持ち工事を早めるという形の対応をとっていただければなと思っております。

それと、先ほどの交付税算入なんですけれども、まず面積部分です。あれは建物、岩和田と御宿保育所がありますよね、物の面積比率ですか、それとも敷地の面積ですかと。それともう一つは、今度御宿台のはどのくらいオーバーしているのかと。もう設計で図面が出ていますから、どのくらいが交付税の算入に当たらないのかということと、先ほど言われた70%の算入があると。それで、20万円以上で5年以上もつ備品ですかこれは、それについては交付税算入になるという中で、この本体工事設計費、備品整備費、園庭遊具、造成関係、外構設計管理費と、この中で交付税算入に当たらないものはどれかと、全部当たるのかと。

それともう一つは、交付税算入で皆さん、一般的に5億円の中で70%だから3億5,000万円国からもらえるという形で、じゃ1億5,000万円あればできちゃうんじゃないかなという、単純明快な考えをしているんですけども、20年にわたって交付税が来ると、また予算によっては算入額が変動することもあり得るんですよ。例えば今、御宿町は自主財源が10億円としますと、これは15億円ぐらいになったら交付税が下がってきますよね。だから、本当に私たちが考えているように70%、3億5,000万円、20年間にわたって配分されてくるのかと。

今までは全く高い金しかなかったことは確かですけども、この災害関係の交付税で70%つくというのは大変なことなんですけれども、その辺がよく誤解されている面がありますから、この2点。

○議長（中村俊六郎君） 埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長（埋田禎久君） 1点目の工期につきましてでございますが、少しでも早くなるように努力したいと考えております。

あと、2点目の面積については、私のほうからお答えさせていただきます。

園舎と土地と両方ございまして、園舎のほうは、移転前の延べ床面積が1,427.48平方メートルです。選定案につきましては1,488平米ですので、約61平米オーバーしております。土地につきましては、移転前が2,625.26平方メートルですが、新しい土地は駐車場等いろいろありますので6,686平米、約4,061平米大きくなっております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 交付税算入の件でございますが、例えば借り入れが5億円として、議員さんおっしゃいます70%で3億5,000万円、こちらが基準財政需要額にその分がかさ上げされますので、御宿町などに関しましては基準財政収入額はほぼ一定でございますので、ぼんと何かの影響で収入額が跳ね上がらない限りは、ほぼ予定どおり、70%が20年で措置されるものと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） さっきも言った交付税に該当するものとしらないものという中で、どれが該当——さっきこれ読み上げましたよね、本体工事設計費、備品、園庭等々、これが全部入るのかと。それであなた今言ったけれども、町は5億円借入する必要ないんですよ。今、現時点で1億8,000万円基金を積んでいるんだよね、福祉児童建設費の基金を積んでいると。だから5億円は借りないんですよ。今年も積みば、3月末に5,000万円積んで2億3,000万円になりますよね、そうすると2億7,000万円借入すればいいと。その借入分だけ70%、そうしたら一般に言われている3億5,000万円じゃないじゃないですか。

あなたたちは、あなたたちと言っちゃいけないね、あなたが4月からなっているけれども、5億円に対して70%の交付税があると一般町民は誤解していますよ。そうしないで、この基金は使わないなら、それは5億円を借入する形になるんですけども、だってあなたたちは財政の平準化を図るという中で基金を積んでいると。基金を積んだ中で、今年も5,000万円積みば2億3,000万円と、すると2億7,000万円に対して交付税算入になると。ということは、70%といっても借入の額が違って来るから、5億円に対して70%なのか、2億7,000万円に対して50%だと、交付税の算入が違ってきちゃいます。最初の質問、これについてと、あと面積比率

は60平米ぐらいだから、これはそんなに大差ないと思っていますから。

それでもう一度、交付税算入に当たらないもの、備品とかそういうの、あとは給食の器材とかいろいろとあると思うんですね。もっと言えばカーテンとか、げた箱とか、遊具とかいろいろ、諸々雑多なものはありませんけれども。

○議長（中村俊六郎君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 起債が当たらないものというのは、先ほど申し上げました、基本設計や耐用年数が5年以上で20万円以上に当たらないようなものが対象外ということで、例えば今のげた箱とかでしたら、つくりつけて最初からつけてしまえば、それは本体工事になりますので、そういうものは対象になってくると思います。

それと、起債の5億円でございますが、今お話の中でちょっと5億円というお話があったので、例えばということで5億円というお話をしたんですが、もちろん必要最低限の額で起債を起こしまして、その70%が措置されるということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） それは、今になって言っていることなんですよ、基金を積んでいるのは議員の皆さん承知なんだよ。5億円に対して70%の交付税算入と言っていますけれども、現実的には今年も基金積むんでしょ、この関係ね、金額はともかく。そうしたら、一般の人は誤解していますよ、5億円に対して70%だと。そうじゃなくて借入金に対して70%かかると。だから1億8,000万円というのは町のあつたかい金なので、または、今年幾ら積むかはわからないけれども、例年どおりで言えば5,000万円積めば2億3,000万円引く5億円として、2億7,000万円に対する70%じゃないんですか。あなたたちが今、一般に言っていることは、建設費5億円に対して70%という、町民に誤解を与えているんだよ。じゃ、これは基金を積まないで、全部借り入れだと、そうしたら70%つくと思うんですよ。そうしたら、この基金を取り崩してほかの基金に回したほうが有利じゃないんですか。

この1億8,000万円、今ある基金はあつたかいお金ですよ、町の。これをつぎ込まなくて70%の有利な起債があるなら、この基金を違う基金に組み替えれば、70%という大変高額な交付税が入ってくると。それもこの20年間にわたって算入されてくると。あなたが言うように、大体御宿の税収は安定していますよね。変動は多少あっても、大体30億円くらいで推移していますよね。そういう中で、この基金を違う基金に振り分けたほうが、5億円掛ける70%、3億5,000万円ね。2億7,000万円掛ける70%、ちょっと電卓ないからわからないんですけども、そうしたら全然違うじゃないですか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 先ほどのお話の中でありました面積割りで、今度、当然大きくなるので丸々入ってこないという部分もありますし、対象外の経費もあるので、そういうところに基金のほうを充てさせていただいて、対象のところを70%交付という措置をいただくということで行っています。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） あなたの答弁違うでしょう。本体工事3億6,000万円、設計費2,400万円とかこう、1,000万円とか4,000万円とか外構工事、これに対して面積率は、今、課長から聞きましたよ。それで、面積自体は4,000平米になっていますけれども、建物のほうに関しては60平米ぐらいだから問題ないという中で、面積が増えたからというのではなくて、面積率に対するその工事費という形であったらそれはそうかもしれないけれども、だからどういう品目に対してかかるのかという質問をしているけれども、あなた20万円以下で5年以下なら交付税算入にならないと、以上ならなるというなら、ならないのは20万円以下だという答弁。面積比率も言いましたけれども、じゃ、面積は増えたらその増えた分に関してはかからないと。では外構工事も造成工事も、面積が増えた分にはかからないんですか。

園舎は60平米だから、20坪ぐらいだよ。そのぐらいだから、それはそれでいいんだよ。だから、本体工事というのはどこを本体工事としているのか。建物を入れて造成も入れてそれを本体工事というのか、園舎だけ、建物だけを言うのか、その辺もよくわからないんだけど、それでかからないもの、かかるものと聞いた中で、あなたが言ったのは20万円以上5年ということで、それはかからないと。それ以上ならかからない、それ以下ならかかるといって、この工事に関しては言っていない。

じゃ、この工事、持っていますでしょう、この工事に対してどれだけかかって、どれだけかからないのかと、今言ってくださいよ、悪いんですけれども。皆さんよくわからないんだよ、ずっと5億円の70%だという認識でいたから。でも議員の皆さん、あなたたちも、基金を積んでいるんですよ。大体、家を建てて清算するときには貯金を払ってやりますよ、銀行から借金したものとそれで払いますよ、普通の世界は。そういう中で役場も、隣にいる課長が財政を標準化するという中で町長も基金を積んできた、また今後も積んでいくと、そうしたら家ができたときその基金を取り崩して払って、国のほうから、あるいはどこかから借入するという形で払った場合、その借金したものだけに交付税が算入されると。自前で払ったものに対しては交付税

は算入されないと、それは正しいですよ。そうしたら、これを全部借金にしちゃったほうが1億5,000万円ぐらい違いますよ、アバウトで計算すれば。まずこれについて、交付税算入されるのがどのくらいあるのかということをご答弁いただきたい。

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩します。

（午後 2時49分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時17分）

○議長（中村俊六郎君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 貴重なお時間をいただきまして申しわけございませんでした。

先ほどの瀧口議員のご質問ですが、実施設計はこれからでございますが、建築総額の部分、総額の中には対象外経費も入っておりますので、起債対象となる部分につきましては有利な起債でございますので、全て起債で賄いまして、足りない部分に基金を充てていきたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 今の答弁で、どこが交付税算入に当たるのかどうかというのは、先ほど20万円で、屋根をひっくり返せば、おおっと壊れるようなものに対してはかからないと、対象にならないという中で、どうも5億円掛ける70%というのがひとり歩きしておりまして、じゃ、基金を積んであって、基金を全部取り崩すんじゃないだということに理解しております。

ただ、これは実施設計をやっていって、最終的に入札をやって価格が決まってくると。それで5億円という中で、5億円以外とって5億円を超えて、また900万円を超えて6億円近くになっていくというようなことも、なかなか難しい話ではないかなと思っております。

続きまして17ページ、メキシコ記念公園整備策定業務、これについてなんですけれども、産建で協議されたという中で、この業務委託の内容ですね、それと町が目指す記念公園とはどういう形の整備を求めているのかと、町の方針ですよ。400年とかいろいろと言っていますけれども、この記念公園はどういう公園を町が目指していくのかというものがよく見えない。駐車場の整備とかそういうものではなくて、あの周辺、今度は寄附された日立の寮ですね、そういうものを含めて岩和田全体であそこの記念公園の整備を、記念公園としてどう整備していくのかと、整備方針ですよ。

それともう一点、8月27日にメキシコ大使が来庁なされました。そういう中で2点ほどあるのは、イベントの際、国旗ですよね、日本、メキシコ、スペイン。行事のとき、なるべくならぼろぼろのじゃなくて新しいのを、やっぱり記念行事ですから、そのときは掲揚していただきたいと。それと、やっぱり予備も必要ではないかと。

それともう一つは、メキシコ公園を整備するときに、あそこにメキシコとフィリピン、東京を示す羅針盤みたいなものをつけていただければなど。あそこへ立っちゃうと、勝浦といすみはわかるんですけども、メキシコ方面がどっちか全くわからないと、フィリピンがどっちかわからないという中で、ぜひあそこに羅針盤みたいなものをつけていただければと、この2点は要望でございますので。

○議長（中村俊六郎君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、メキシコ公園整備計画の概要につきましてご説明いたします。

先に開催いたしました産業建設委員会において、委員の皆様方から多くのご意見をいただきました。整備箇所につきましては何点かございますが、改善整備される基本的事項とし、バリアフリーの考え方や安全対策につきまして、ご指導、ご意見をいただきました。その概念を念頭に入れ、計画の策定をしまいたいと考えております。

計画内容といたしましては、観光バスの駐車可能な駐車場整備、入り口付近の隣接する専修大学駐車場を含めての活用も考慮に入れて整備を進めたいと考えております。

安全な道路の確保策として、入り口道路から記念塔までの歩道整備や上り道路右のり面からの落石対策、現在、記念塔まで階段になっておりますが、車椅子の方でも記念塔まで上れるバリアフリー対策、上部駐車場への大型バス進入のための路面切り下げ対策、あずまやの修繕及び樹木伐採など、景観、眺望の確保対策、これらを整備対象として財政事情を勘案しながら年次的に整備してまいりたいと考えております。

羅針盤の設置につきましては、検討させていただきたいと思っております。

旗につきましては、晴れた場合には毎日旗を掲揚しているような状態でございますが、いつも使っている旗で大変申しわけなかったんですが、早速新しいものを購入させていただいて、対応させていただきたいと思っております。

あと、整備計画の概要書の作成、整備箇所の図面や積算工事費などの算出などをお願いするものでございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 最後です。

日立の寮が寄附されましたよね、あれも含めて全体として、波月荘の公園もありますよね、そういう計画はなさらないんですか。あれはあれで独立で、難破船のあの波月だっけ、それとか。そういうんじゃなくて、岩和田のあの地区全体としての、記念公園としての位置づけの計画は考えていただけないのでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘のように、日立の波月荘があった跡は上陸地を一望できますので、メキシコのこの史実とのかかわりの中で当然、検討はさせていただきますが、ただ、今申し上げましたように、内容的に整備箇所がいろいろありますので、これはこの計画の策定の中で、簡単に申し上げますと、一つとして考えるのか、あそこだけ別途の形で考えるのかということは、この計画の中で検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑ありませんか。

10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 10番、瀧口です。何点か質問させていただきます。

11ページの企画費の中で、報償費、旅費、学生のサミットをやると聞きましたが、この学生さんのサミットの内容として、何人ぐらいで何回、どのような形でこういうものをやるのか。それで、期待するものは何なのか、ちょっとその辺お答え願えますか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） こちらの地方創生の上乗せ交付金を財源といたしまして、首都圏の学生を御宿に招いてワークショップを行うというものでございます。

今年度の予定は30名で、1回15名の学生を招きまして2回行います。実際、もうちょっとやりたいところなんです、一応この上乗せ交付金の条件が、今年度使い切りということでございますので、年度後半でございますので、一旦2回やらせていただきまして、こちらの総合戦略のほうにも載せていただきまして、今後、来年度も4回ばかり、規模を拡大してやりたいと思っております。

首都圏の大学で、こちら的一端は、千葉工大の学生さんと工学院の下田先生のところを中心といたしまして、あと、まだ決まっておりませんが、何校かお声をかけて学生さんを募りたいと思っております。

学生さんのほかに、地元の自営業者ですとか農漁業の方も入っていただきましてワークショ

ップをやると。単なる観光地としてではなくて、定住とか就業の場所として学生の皆さんに興味を持っていただけたらということと、また、若い発想で御宿のリニューアルを図るためにお知恵を拝借しようという目的でございます。

○10番（滝口一浩君） ありがとうございます。

僕もゼミの学生さんたちと、今年4年目になりますけれども研究会のほうをいつもやって、大人としてためになることもあるし、学生さんも社会の中での、そういう大人とつき合うことによつてためになることも、相乗効果があると思うんで。

一つ、いつも紹介する投資家の木下さんという方の文面を引用させてもらって紹介させてもらっているんですけども、ワークショップも確かに流れの中ではいいんですけども、この方は余りワークショップは身にならないということを見解でおっしゃっているですよ。

というのも、ワークショップをやってそれがどう生かされたのかというのがうやむやになっちゃって、余り地域で生かされていないと。その辺も気をつけて、自営業者とかそういう方も入るということで、正直、学生さんに期待することは、やっぱり期待できるものもあるんですけども、我々ぐらいの年齢から見ると、下田先生の表現を使えば、やっぱり子どもたちというような表現を使うので、やっぱりある程度大人がリードしてあげるようなことがあれば、学生さんのいいところも引き出せるかなと思いますので、その辺はよろしく願いいたします。

それで、一般質問でも言いましたけれども、小さく始めて、初回なので、それがよかったら大きくするような形で、だから幅広くというよりも、先ほども課長が、千葉工大の学生さんと工学院のいつも研究会を中心ということなので、担当教授もついているので、あとは首都圏の、やっぱり子どもだけじゃなくて、ゼミの教授が御宿に目を向けてくれるような推薦をとって、そういうような形でゼミの先生と学生さんが、御宿に本当に興味を持ってくれるような人をできれば呼んでいただけたらと思いますので、それはそれで終わりにします。

次のページの12ページなんですけれども、電子会議システム整備委託284万5,000円で、これはちょっと中身がよくわからないんですけども、どこの会議室でどのようなシステム構築がされるのか、ちょっとその辺をお聞きしたいんです。

というのも、公民館でよくプロジェクターとかマイクを貸してもらったりする機会があるんですけども、もうどうしようもないぐらいプロジェクターも古い、マイクなんかも最悪で、フォーラムなんかやっても、この間、御宿ネットワークの黒沼さんのフォーラムも、もうマイクが最悪だということで、こっちでそれだけの金額を設けるのであれば、その辺までちょっと見直しもできるのかなということもあるんです。その辺に関してちょっとお聞きします。

○議長（中村俊六郎君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） こちらの電子会議システム整備委託284万5,000円ですが、こちらは、ただいまご説明いたしました、御宿サミットの事業の中の一環で整備をしようと考えております。

内容は、役場の庁舎の会議室が、大、中、小と3つありますが、こちらにワイヤレスの電子空間をつくりましてタブレット端末を10台用意しまして、その中でペーパーレス会議を行えるような環境をつくりたいと思っております。また、会議室にW i - F i の設備もつくりますのでインターネットもできるというようなことで、これには交付金が当たるということですので、ちょっと大きな金額ですが、整備させていただきたいと思っておりますが、今後これが利用の状況がいいようでしたら、また役場の各所にもと思っております。

また、お話にありましたプロジェクターですけれども、こちらのほうも1台、今回のこの経費の中で購入させていただきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） わかりました。

できれば、機材が大分古くなっていますので、その辺こちらを整備するのであればついでにやっていただけたらなと思います。

先ほどちょっと、この辺のやつは飛ばします。

もう一点だけお聞きしたいんですけれども、これは17ページ、御宿海岸利活用計画策定業務委託2,200万円、ちょっと金額が大きいので気になっています。

きのう課長からはありましたけれども、詳細に関しても見積もりがなされているということもお答えしてもらっていますけれども、ちょっとまた例のものを読ませていただきます。なるべく短めに読ませてもらうんですけれども、そのものずばりのようなことが書いてあるので、読みます。

地方を減ぼす名ばかりコンサルタント、パクリの再生計画の自治体の未来はない。ちょっと飛ばして、事業は見た目ではなくプロセスであり、目に見えない仕組みが大切なのを理解していないのです。コンサルに任せた時点で失敗する3つの理由という見出しなんですけれども、まず、この2,200万円という金額のものを委託するというので、ブルーフラッグを掲げる御宿海岸周辺のビーチフロントの整備ということなんですけれども、コンサルタントにこれは任せると。

先ほど言いましたけれども、包括協定で千葉工業大学と包括協定を結んでいます。先ほども

出ました工学院大学の下田先生は、教授でありながらランドスケープの第一人者ですね。役場庁舎の、ハノ総合研究所の頭脳といわれた人が、わざわざ御宿に自前で入ってもらっていて、なおかつ、どこに発注をかけるのかわかりませんが、その辺を踏まえて、これに関して見積もりをとった業者と、それに今後、この利活用に係る計画を立てる上での見解をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） それでは、きのう内容については若干説明させていただいたとおりで、もう一度説明させていただきます。

御宿海岸利活用計画策定の内容といたしましては、地球温暖化の影響と思われる災害による砂浜の減少や地形の変化に対応するため、季節ごとの海岸の利用計画、ゾーン分け等を行い、海に訪れる人の目的が多様化している現在、テーマとしては、海で楽しむ、癒やす、集う、競うことを目的とした、将来に向けた御宿海岸利活用の姿を決めていくものでございます。

こういう目的で行うんですが、先ほど滝口議員おっしゃったとおり、包括協定等々をしておりますので、きのう一部お話ししたとおり、ブルーフラッグの認証を含めた御宿海岸の利活用計画の策定にあたりましては、町がたたき台をまずつくらせていただいて、それに対して、海岸に関係する関係者はもとより、議員の皆様や学識経験者、大学の先生に入ってくださいような形を考えております。意見をいただきながらよりよい計画をつくっていききたいというところでございます。

この事業につきましては入札を考えておりますので、一旦は、参考見積もりはコンサルタント業者にいただいておりますので、補正予算を組ませていただいておりますところでございます。

以上でございます。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 10番、滝口です。

この辺のコンサルタントという言葉が出ましたので、読ませていただきます。

事業は見た目ではなくプロセスであり、目に見えない仕組みが大切なのを理解していないのです。コンサルタントに任せた時点で失敗する3つの理由。需給の不一致。必要なのは客観的助言ではなく主体的な実行、そもそも地域を活性化させるのに必要なのは、客観的な助言ではなく主体的に問題解決のために知恵を出し、実行することです。幾ら正しい助言をしたとしても、それを実行できるチームがなければ何の役にも立ちません。つまり、主体ではない人間が横から客観的なスタンスで助言をしたところで、それは全く地域での取り組みで役に立つどころか、

むしろ実行の邪魔になることさえあります。地域での事業には客観的分析だけでなく、主観に基づく決断と実行が必要なのです。地域が再生に必要としていることと、コンサルタントにできることの需給が不一致なのです。

②で主体性の不在、自治体の基本姿勢は他力本願、計画や事業をコンサルタントに任せてしまう地元側にも問題があります。何か詳しい人に任せれば、わからない問題が一気に解決する、もしくは面倒なことが整理されて前に進むと勘違いしている人がいます。そのような他力本願の姿勢こそが、地域衰退の問題の一因とも言えます。地元側の数名の小さなチームでもいいから、自分たちで事業を立ち上げるために資金を出し合い必要な実行を行い、さまざまな壁を越える覚悟を決めなければ、どんなに優秀なコンサルタントを雇っても何もできません。

最後に、責任が不明確。税金だから、結果、三流でも誰も困らない。コンサルタントは計画や業務遂行を担っているものの、任された範囲で業務はやっても、その結果に責任をとれる立場にありません。頼まれたことは手続に沿ってきちんとやります、それは一流です。しかし、手続だけしっかりしているものの、活性化するという意味での結果は三流だったりします。地域の行政も民間もコンサルタントに任せず、自分たちの頭で考え実行することが地域活性化における基本であると思います。必要な専門家の方にはその時々にも助けてもらえばいいのであって、そもそもの計画や業務を任せてはいけません。地方創生については、何でもコンサルタントに依頼する習慣を一度とめてみませんか。各地域が、自分たちで考えやっというところを決めれば、町はそれぞれのやり方で、小さくとも前進していける可能性を秘めていると思います、というこの方は、本当に実践型で、最近本当に受けている、自分で結果を残している人のコラムなんですけれども、そのコンサルタントに、例えば御宿の役場庁舎は一流、海岸も一流だと思うんです。ただインフラが整備されていない、任せるのであればやっぱり一流どころに、我々と一緒にやっというところで。

ちなみに、どういう業者にこの発注をかけようとするのか、その辺ちょっとわからないんですけども、見積もりをとった業者がある、例えば三井不動産だとか三菱地所なのか、それともゼネコンなのか、その辺ちょっとどういう業者なのかお答え願えますか。

○議長（中村俊六郎君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 一旦、参考見積もりをとらせていただいているのは、国際興業株式会社ということで、総合コンサルタント会社ということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 10番、滝口です。

だから、その全く聞いたこともない、それは小さな会社なのか大きな会社なのかわかりませんが、全く御宿に縁もゆかりもないですよ、今聞いたところ。そこに発注するかは、まだ入札なのでわからないし、課長もさっき言ったとおり、地元側で学識経験者を入れて、議員も入れてチームを入れて計画を練ると。そのような考えでいるということで、その辺に関してはいいんですけれども、もう既にそのコンサルタントの、国際興業って言いましたっけ、というのは、例えば何ていうんですかね、景観に強い会社なのか、どこかのビーチをもう手がけているやつなのか、分析するコンサルタントなのか、ちょっとその辺がまだわかりにくいので、どういっかけてそういう業者にいくのかわからないんですけれども、ちなみに僕らの大体の感覚でいうと、お金がかかるかもしれないけれども、電通とかそういうところが思い浮かんでくるんですけれども、その辺に関しては、どういった関係でその業者がとりあえず見積もりをやったのか、アバウトでいいので一度聞かせてもらえますか。

○議長（中村俊六郎君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 業者は決まっているわけじゃないので、たまたまというか、見積もりをとらないとご説明できませんので、これにつきましては町の仕事も何件かやっておりまして、コンサルタント業務ですからさまざまな景観の話とか、あとは都市計画の話も全てできるような業者になっておりますので、決して小さい会社ではないような形です。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 10番、滝口です。

町の仕事も、予定の見積もりを出すくらいですから、やっているということでそれは理解を受けました。受けましたが、やっぱり先ほども読み上げましたけれども、我々が小さいながらもやっぱりやる気になってやらないと、間違った方向に進むのが一番困るわけで、どんなに立派な施設を建てようが、やっぱり御宿海岸をよく知っている人、これからも御宿海岸は役場庁舎と同じ財産なので、その辺は充分気をつけて、選抜チームを本当に間違いのないようにしていただければと思います。

それでこのブルーフラッグなんですけれども、僕もホームページで初めて知ったんですけれども、日本ではまだどこもとっていませんよね。

もう一つ、前に課長にも、これも同じNPOで小さな村連合という、日本の1万人以下ぐらいの美しい村、一度は聞いたような町や村が参加しているような、ブルーフラッグを掲げると同じくらいの宣伝効果を上げるようなところもあるので、この辺も踏まえて考えていただいて、ただ一番心配なのが、僕は海外のビーチを結構見て回っていますけれども、日本はどうい

う理由でないのかわかりませんが、多分海外のビーチに比べて、日本は全く海水浴場で見向きもされなかった面もあるのかなという印象は受けるんですね。

というのは、やっぱりごみとか、飲んだ後のカップですね、平気で風で飛んだらもうそのまま、拾いもしないようなことになっている。あと一番気になるのが、業者さんもいるんですけども、海の家。これは世界的に見ても、やっぱりうまくつくってあればいいけれども、景観からしてみるとちょっと、そういうのがある時点で、そのブルーフラッグの前にそういうことも整備しなくて大丈夫なのかなというのものもあるんですけども、そういうのも踏まえてのコンサルタント業務になっていくんですか。その辺ちょっとどうなのか。

○議長（中村俊六郎君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） ブルーフラッグの部分につきましては、環境教育、水質、環境マネジメント、安全とサービスの4つの分類で33の基準を達成するというようになっております。世界50カ国で、これがほぼ、ヨーロッパ方面の国が多いというところで、アジアではまだ4カ国だけの登録になっておると。アジア圏では、まだ一つもないような形になっております。これにつきましては、今の情報ですと、日本でも何件か同時進行くらいでとるような動きを見せているところがあるという情報は得ております。

先ほど、小さな村の関係ですけれども、あれが確かに1万人未満の市町村なんですけど、人口密度が50人とか100人以下というような形になっておりますので、御宿は人口密度が300人を超えていますので、多分見た感じですと、その基準には当てはまらないのかなというところで、今回ブルーフラッグにつきましては、多くの外国人の方への周知もこの旗をとることによってできるという部分としては、大きな成果につながるんじゃないかという部分も踏まえての計画になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 10番、滝口です。

ブルーフラッグは別に否定するわけではないんですけども、やはりそれだけ、ブルーフラッグをとったら世界ですばらしい海岸の仲間入りをするというところで、どうせやるなら日本で一番最初に、お金も別にここはかかるわけでもないわけで、それはそれとしていいんですけども、その前にやはり、何度も言いますが、水質とかそれ以前の問題で、やっぱりインフラをやっ払いこうということで並行して進むんだと思うんですけども、それ以前の問題が、橋の欄干ののぼり旗とかそういうのも踏まえて、やっぱりとるからにはその前にやっておかなければいけないことはあるんで、その辺はしっかりお願いして質問を終わります。

○議長（中村俊六郎君） 11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 一つ今、関連として、ちょっとお話を聞きたいなという。

ブルーフラッグの認定を受けるということについて、今の御宿の海水浴場としてのレベルを上げようという気持ちもあって、そういうことをしようとしているんだと思うんですけども、外国人が増えてきていますというのは事実です。しかし、実際に経済的効果はどうなんですかということになると、私も海の家、それから宿泊所もやっていますけれども、海の家においては外国人はほとんど利用しません。今私の経営しているこの数年の間に、本当に、来ても水を貸してくださいというくらいで、飲み食いはほとんどしません。

主に来ているのは、やはりサーフィンをグループで来て習っているとかそういう形で、それはそれでサーフィンの板を貸している業者にしてみればプラスになっていると思います。ですから、あらゆる面にあらゆる細かい点で、それは経済効果も生じているだろうというふうに思います。

あと、たしか広告宣伝に外国語を取り入れた看板設置をすとか、あるいはそういうような形のことをしますよといって予算をとって、実際に1カ所やってありますね、御宿の入り口にね。だけど我々の業者、そういうところには、そういう外国語で示すポスターとかそういう案内とかは届いていません。それは何にもならないですよ。ただ入り口に、あそこに、通るところに看板が1枚あっても、実際の外人向けのウエルカムという形の中でのサービス業としてのあれに対して、全然やっていないじゃないかと。ゼロに等しいような、私は感じだったんじゃないかなというふうに思います。

今、若い人の世代は英語も、あるいはフランス語も韓国語も中国語もしゃべる若い人がいっぱいいますけれども、だけどそれぞれの中においては、まだまだやはり他国語を業者がしゃべる人を雇ってとか、あるいは家族にいるというのはごくまれであって、ですから、そういうことの中でまず私は、足元をしっかりともう一度見直していただいて、やはりどうしなきゃいけないのかとか、あるいはどうすべきだということが、これから観光協会やいろんな業者と町と、夏季の反省会等も多分会議があるんだろうと思いますけれども、私は今、このブルーフラッグのそういった環境を整備した中で厳しいチェックをしてやるんですね、やるんですよ。やるんだったら、日本で一番先にやるというようなことも、御宿の名を全国に知らしめる一つのいい方法だと思います。

今、全く御宿を知らない人が多いんですよ、初めて来た。もう30になる青年や若い女性が、御宿は初めてですと。今まで千葉県に来たことはありますかと言うと、九十九里には来ました

と。あるいは、館山のほうにも行きましたとか。だけど御宿は初めて知りましたと、初めて来ましたと。それで、こんなにいつも海が荒れているんですかと。今年はたまたま台風の影響で、海が荒れているときが多かった。だから、それでいってモクが寄った、それも何日も漂っててなかなか、そういうときに出くわしたお客さんというのは、いい印象では帰りませんよね。

だけど、それは自然の現象ですから仕方ないとしても、対応が遅過ぎる。やっぱり千葉県一、日本一の海水浴場として開設している以上は、やはりその対応というものはすぐやるということ、まずそういうことも心がけていただきたいなど。

ですから、やることに関して、滝口議員が言ったようにね、反対じゃないですよ。ブルーラッグというようなあれで、日本で最初にと。ただ、足元をもう一度よく見て、それでいてその反省の上に、またそうする上における協力体制をきちっと構築してからじゃないと、やりました、1年で終わりました、次の年はできませんでしたというようなことでは、私はいけないと思います。やる以上は継続していくんだと、継続は力なりということわざがありますけれども、ですからそういうことで新しく見直しして、この夏の反省を元としてどういうふうに移行していくか、またどうしたらいいかということ、海水浴場としての見直しは本当に必要だと思っています。

ですから、その辺をよく踏まえた中で、これからの海水浴を中心とした観光、今御宿はそれしかないわけですから、通年観光といたってなかなかできない、これを通年観光に結びつけていくにはどうしたらいいかということ、やっぱりもう一度みんなして足元から見直ししてやっていきたいと思いますねということが大事だと思いますから、一つ提案で、回答はいいですけども、そういうようなことで、一業者としてこの夏の感じたことをひとつ提言しておきますということで、終わります。

ありがとうございました。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

関連であります、17ページの委託料のことについて、引き続き質問をさせていただきたいと思っております。

ただいまの御宿海岸利活用計画策定業務委託ということですが、趣旨は私も全く同様でございます。先ほど答弁の中で、たまたまというような言葉をお使いになったわけでありまして、こうした事務執行でよろしいのでしょうか、町長。

○議長（中村俊六郎君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君）　ちょっと私のほうで失言してしまったようで、申しわけありませんでした。

この地方創生のタイプ1の計画を立てるにあたり、業者選定というところまではいかないんですけれども、期間が大変短かったという部分もございまして、御宿町が以前使っているような業者さんに参考見積もりをいただいたというところでございます。

○議長（中村俊六郎君）　3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君）　3番、石井です。

短期間に多額の業務執行をしなければならないという、事務担当としては、今現在も地域創生という中でさまざまな事業の組み立てを行っているという中で、あわせて国のほうから、かぶせてと申しましょか、言葉としては追加なんでしょうけれども、それもきちんと一般質問でも行いましたけれども、3回目に案が提案できなかったという中で、さらにこういう多額の、しかも本年度ですよ、執行が。それはわかるんですけれども、先ほども何人かの議員が提案をされておりましたけれども、御宿町にとって大事な事業じゃありませんか。

そうしますと、この2,200万円ですよ、これは予算ですからまだいいんですけれども、2,200万円に合わせた業務をするということじゃないと思うんですよ、私は。全く私、違うと思いますよ。違うと思いますね。じゃ、何をやるんですか、この中で2,200万円。そういうことになるんですよ、今の説明を聞いていると。

じゃ、下のメキシコ記念公園整備計画策定業務委託、これ200万円ですよ。これを見ますと、補正額の財源内訳の中で国・県支出金3,063万6,000円と書いてありますよね。海岸利用と商品券だけで3,000万円ですね、およそこれが100%充当ですよ。するとこれは単費ですよ。これはというのはメキシコ記念公園整備事業でありますけれども、これ策定業務委託、計画策定業務と、全く同じじゃありませんか。何が違うんですか。海岸とメキシコが違うだけですか、同じですよ、策定業務委託ですよ。じゃ、なぜこれ一括で申請できないんですか。この200万円ってこの中に入りますよ、私から言わせれば。

例えば500万円でこういうものをつくりたいと、簡単に言うとね。その積み上げでしょう。自分たちで決められるわけじゃありませんか。そうしたらこの200万円だって、極端に言えば入れ込めるわけじゃありませんか。違うんですか。つじつまが合わないですよ、これ。

この2,200万円、きのうも一般質問で再質問いたしましたけれども、意思を持ってやっぱり事業を行うということじゃないんですか、計画をつくるということじゃないんですか。それも全部丸投げなんですか。自分たちの計画が幾らになるかわからないということなんですか。そ

うなりません。そういうふうに聞こえるんですよね、私は。2,200万円に合わせて事業をつくるということじゃないじゃありませんか。

○議長（中村俊六郎君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） この参考見積もりについては、町のほうからこういう内容でやってもらいたいという部分は当然、投げてございます。その中でこの金額がはじかれたというところがございますので、町がやりたいことがその中に入っているということで、ご理解いただきたいというところです。

昨日、石井議員さんのほうから金額の内訳ということでお話がありまして、きのうちょっと時間もなかった中で、経費等々抜いた額でお話しておりますが、その後私のほうで概算で算出させていただいた割り振りを、ちょっと今読み上げます。

計画の策定と取りまとめで470万円、御宿ふれあい広場の整備計画として280万円、長期滞在に向けたシェアハウスの検討について150万円、国内外の観光客誘致方策の検討として120万円、直接経費というのがもろもろの諸経費が100万円入っております、人件費、これはあくまでも作業の人件費的な部分についての合計が1,120万円。これに経費がかかりますので、その他経費と一般管理費等を足して900万円くらいですね、それでトータル2,200万円というような形でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 決算ではありませんので、逆に言うと予算ですので、この内容については当該の議会のほうも建設委員会がございまして。選挙があつてそういう時期的な状況はございますけれども、また新たな産業建設委員会ですね、構成も含めまして当然、継続的な審議というのも議会としてはしていくというふうに思いますので、非常に大事な内容でございますので、町が一定の目的を持って、今幾つか課長がおっしゃられましたけれども、計画の策定を行うということだと思ふんですけれども、そこの部分について本当にそれでいいのかどうかと。

先ほど冒頭に、幾つかのステップですよ、当然、最終的な業務委託をする前に十分に庁内協議、また町民等含めまして協議を行うという答弁もいただいたところでもありますので、非常に短期間だとは思ふんですけれども、この2,200万円を本当に生かした金にすると、それは今日皆さん、各議員がおっしゃっていることだと私自身も思いますので、そこの意を酌み取っていただいて丁寧な事業執行をしていただきたいというふうに思ふんですね。

現実的には、今何人かの議員もおっしゃいましたけれども、この間なかなか財政上の問題があつて整理できなかつたと、整理もしくは整備ですよ。たくさん課題としてあるわけですよ。

そういうものを、こういう100%国の事業で国費の中で整理できると、計画づくりができるわけでありますから、それは私は有利な条件だと思うんですね。だからこの有利な条件、これを余り活用できないところも多いと思うんですよ、実際の中でも。今の地域創生のところで手いっぱいだと。これも、10月までに国に提出できないところが大多数と伺っております。追加でこれも手挙げ方式だというふうに伺っておりますので、これも手を挙げていない自治体が多いわけでありますから、これはもう大変かもわかりませんが、必ず実効あるものにしていただくと。

もう一つは、きのうの一般質問でも最後に述べましたけれども、やっぱりこれから新しい観光に向けて、どうそれを町民の中に共有をしていくのかと。私から言わせれば、新しいビジネスをどう起こしていくのかと。

先ほどの貝塚議員もおっしゃられておりましたけれども、外国人、この受け入れをどうしていくのかと。そういう条件があるじゃありませんか、日西墨の交流、ドイツとも交流しておりますよね。そういう財産をどう、御宿らしい観光ですよ、日本最先端の観光だと思うんですよ、私は。

それで議会としても、それに向けての食の提案もさせていただいております。歴史、伝統、あるじゃありませんか、世界最高のビーチだってあるじゃありませんか。それを本当に世界最高のビーチにしていくという決意をして、予算を提案されたわけじゃありませんか。町長、そうじゃありませんか。そこの決意なんですよ。本当にみんなと話し合っただけで納得できるものが、短期間でもできると思うんですね。

これはなかなかとれませんよ、この金額。丸投げなんかできませんよ。最終的に詳細はつくっていただいたとしても、何をつくるのかと。例えば施設をつくるにしても、非常に大ざっぱな話をしますけれども、白にするのか赤にするのか青にするのか、これだって非常に大事なんですよ。丸投げなんかできませんよ。町長、どうですかその辺。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この御宿海岸の利活用計画でございますけれども、非常に重要で大きな問題でありますので、しっかりと計画を立てて進めていきたいと。また、ブルーフラッグにつきましても、一つの大きな目標として地方創生計画の中でチャレンジしていくという基本精神でございます。

そして、この海岸利用計画については、非常に千葉県が注目しております。御宿をモデル海岸にしようと。だから、恐らく今後県の予算も少しずつ投入されると思うんですが、ぜひ計画

をしっかりと立てて、その計画については議員の皆様方、また町民の皆様方の衆知を集めて、いい形でこの事業を進めていきたいと考えております。非常に大きな事業で重要な事業でございますので、今後ともいろんな意味で、ご指導、ご協力を切にお願い申し上げます。しっかりと行っていきますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） そういう答弁を最初にいただきましたかと思うんですね。やっぱりみんな不安に思っているんですよ。せっかくついた予算だけど、本当に有効に活用できるのかということだと思いますので、今、町長から直接答弁もいただきましたけれども、そういう意味では県のほうもこの事業に注目されているというのは聞いておりますので、そういう面でも形あるものにしていただきたいというふうに思います。

ちょっと戻りますが、12ページであります、これは企画費の中で記念品等、それから活力あるふるさと基金づくり等を含めまして、昨日も議論がありましたけれども、この中で私はせっかく、他町と比べてどうこうというのはあるんですけれども、こうしたものをどう事業として広げていくかという観点が非常に大事じゃないかと思うんですね。

一つは広報なんですけれども、ちょうど間もなく伊勢海老祭りも行われます。イベントも大きく2つあると思いますね。そうした中で、こうした記念品等を現実も見えていただきながら、やっぱりこの制度そのものの周知ですね、特にこれは町外に対してのことだと思いますので、それも大変大事じゃないかなというふうに思います。

それから、この記念品でありますけれども、先ほどの説明の中では、姉妹都市であります野沢温泉、その商品なども導入いただくと、その調整を図るというようなお話もありましたが、あわせて逆に、御宿町からもそういうふるさと産品の中で野沢温泉に対してプレゼンテーション、提案していくのはいかがかと思うんですね。

それからもう一つは、そういう野沢委員会がありまして、地域物産、経済協力も行っていこうということが目的として述べられておるわけでありましてけれども、今年も10月ですか、野沢に行くというようなお話もある中で、やはり御宿町のそういう今扱っている商品なども、野沢温泉の中でのさまざまな事業ですね、いろんな商店とか株式会社野沢温泉ですか、スキー場もありますし、そういうところの飲食店だとかを含めて、お土産物含めて、そういうところにも利用のお願いですかね、そういう打診なども私はしていく必要があるんじゃないかなと。広く地域のもので、そういうものをさまざまな機会、やはり行政としてもPRをしていくと。

それで先ほど、ホームページを新しくつくるというお話もありましたけれども、ここも、そ

の商品をどう表現をするのかということも大変大事だと思うんですね。どれもこれも私は、非常に素晴らしいものがありますし、またこの数年でも各事業所においても新しい商品も開発しているというお話を伺っております。ですから、そういうところも地域創生の中で、町が基本的に応援するというお話をいただいているわけでありますから、そういう事業所のやる気をどう引き延ばしていくのかと、産建の委員会でも議論があったというふうに伺っておりますけれども、そこについてもやはり心を砕いて、やっぱり丁寧な対応、そして条件が合えばそれを徹底して活用するということが大事だと思いますので、それについての実施に向けて、10月からということでありますけれども、伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） おっしゃるとおり、この事業につきましてはPRが非常に大事だと思っておりますので、機会があるごとにPRしたいのと、ご説明で漏れておりましたが、野沢温泉のリフト券をうちのほうは商品にさせていただくんですが、野沢のほうからも、ぜひとも御宿の産品をとということでオファーをいただいております、まだ具体的に何ということは決まっておりますが、バーターでお互いにやろうじゃないかというようなお話になっております。

また、郵便局との連携のメリットといたしまして、地域密着で郵便局がありますから地元の産品にかなり詳しいということと、また日本郵便が三越と提携しております、商品開発も手がけるということですので、ぜひともその辺の力をかりながら、また御宿の天然の素材のものばかりではなく、加工品なども何かつくっていければと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

了解いたしました。

次に16ページであります、商工費の中で商工振興費、町内就業者家賃支援事業240万円ということで、2万円掛ける10世帯の、ちょっと詳細は聞き取っておりませんが、予算計上ということでございますけれども、これを見ますと商工振興費ということで、これは商工事業者だけの家賃補助、起業ですよね、ということになるのでしょうか。

これは6月議会でも、漁業者、農業者等の住居の手当て、これも課題であるということで、たしか終わっておったかというふうに思うわけでありまして、この内容について説明を受けたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） 町内就業者家賃支援事業の240万円ですが、町内で就業及び起業、農業、漁業就業を希望する者を支援することで、町の活性化、人口増加を目的とし、町内に転入して借家等を借り上げて家賃を支払う就業者に対し、補助金を交付するものでございます。

補助の対象者の要件といたしましては、住所要件といたしまして、本町に住所登録した日から1年を経過していない者ということです。あと、本町に定住をする旨の誓約書を提出できる者。年齢要件といたしましては、住所登録した日の年齢が45歳未満の者。就業要件といたしましては、町内で就業している者で、常勤雇用の労働者と個人事業主、農業者、漁業者。就農、就業希望者のうち、国の青年就業給付金事業の対象者。納税の要件といたしましては、町税に滞納がない者。その他要件といたしましては、公的制度による補助を受けていない者。例えば生活保護を受けていない者、暴力団員等でない者でございます。

補助金の額につきましては、純然の家賃、共益費、一般に管理費ですね、管理費と駐車場代を除く純然の家賃から住宅手当、企業等で住宅手当をもらっている場合には、そこから差し引いた額の3分の1で上限を2万円ということで、1世帯当たり24カ月を限度として交付するものでございます。

支払いにつきましては、家賃を支払った実績に基づいた交付をいたします。また、補助金の返還につきましては、要件の不備、定住期間や申請書の不正行為などの条件が決まっており、そういう条件に当てはまる場合には補助金の返還も考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

最後になりますが、19ページ、これは教育費の中の公民館費であります、これはホールの空調ということでありますけれども、先ほど機器等の問題もされておりましたけれども、特に公民館、冬場ですよね、夏場というよりも冬場のほうが大変かなと思うんですが、このときもなかなか全体的な空調、前に一度、議会でも使わせていただいたことがありますけれども、大変参加者が寒かったというような状況もあった、足元が冷えた中での利用だというふうに思いますけれども、ここはほかと違いまして、基本的に有料ですよ、一般的にはですね。というふうに思いますので、今度の修繕料でそれがきちんとなるのかどうか。

それから、もう一つ気になったのは、音響機器の整備というよりも、その使用の習熟だと思うんですね。先般もほかの団体が使ったときに、たまたま一緒にいましたので、音響がきち

んと音が出ていないという中で、中を見てみましたらきちんと調整がされていなかったと。例えばスピーカーも、片方は中を向いていたとかそんなこともありますので、基本的には利用申請があって事前にそれがわかるわけでありますから、その中にきちんと整備をしてその使用目的にすぐ使えると。

それから、例えばワイヤレスのメガホンなどもありますよね、あれは電源というか、マイクのほうに小さい電池が入っていると思うんですけども、そこも入れた瞬間ランプはつくんですけども、ずっと入れっ放しだと電池もなくなってしまいますので、途中で電圧が下がっちゃって音が割れたりとか、極端に言って音が出なくなったりとかというのが、私非常にそういう場面が多いんですね。ですからそういう、いわゆる使用の仕方とともに、一つ一つの電池の管理、これも簡単な、安いものでメーターなどの測定器ですね、電池があるないと判断できるそういうものもありますし、電池そのものは大変安いし、基本的には有料ですから、100%使えて当たり前だというのが前提だと思いますので、なかなかお忙しいとは思いますが、そこの日々の管理状況もきちんとしていただきたいと。

公民館そのものも古くはなっているんですけども、少なくともそういう最低限のところは、ちゃんと保っていただきたいと思えますし、電池もそんなに高いものじゃありませんので、その辺の補給というかそういうことも含めまして、きちんとマニュアルなども本来ならつくっていただいて、誰でもそのマニュアルどおり操作すればできるということも大事かなというふうに思いますので、その辺も含めまして答弁を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） それでは、公民館の修繕費につきましてご説明をさせていただきます。

今回補正予算に計上させていただいておりますものは、大ホールの空調設備の修繕でございます。8月のメキシコ学生のパネルディスカッションの際に、冷風が出ないという症状がございまして、当日、緊急で業者のほうに対応していただいて冷風は出るようになりましたが、自動運転ができないということで、室内のリモコンでオンかオフしか選べないという状況に現在なっております。

温度調節器がかなり古いということで、そのものを交換する必要があるということで調査結果がございましたので、9月に敬老会も控えておることから緊急な対応が必要ということで、今回補正のほうを上げさせていただいております。

補正予算ですので、その部分だけの修繕になりますので、来年度、全体的な空調の整備につ

○議長（中村俊六郎君） 吉野産業観光課長。

○産業観光課長（吉野信次君） これにつきましては、日本にこの出先機関がございまして、そこの機関の担当者とお話したところ、今とっていないというところで、先ほど滝口議員のほうからもお話がありましたとおり、沖縄とかの海というのはすごくきれいで、そこはすぐにでもとれるんですけども、そんなことをしなくても人がいっぱい来るといってとらないと。

それでうちのほうは、環境問題についても相当進んでいると自負しているところがございまして、その環境についての部分というものが、とるに当たって半分ぐらいのものがございまして、その担当者の方にお聞きした中では、御宿町は充分とれる可能性があるということでお話しは伺ってございます。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この事業の仕組みということをちょっと申し上げますけれども、ブルーフラッグというのは世界的な認証なんですね。それをとるためには、いろいろな海岸の施設整備が必要です、美しい海岸環境が必要ですということですね。そのために水質調査とか、水質も計画を立てて改善していかなくちゃいけない、そして海岸の各施設整備も徐々にやっていかなくちゃいけない、そういうことで県も応援していただく、そういうことなんですね。だから、そのための申請なんですね。

それは确实ということは、当然言えません、現時点では言えませんけれども、そのための施設整備をしていくんだと、これが中身なんですね。そういうことで、当然、本来ならこのブルーフラッグを認証、取得するという目標と中身の充実というのは一体なんですけれども、そういうことで考えてやっていきますので、かといって、認証が外れたからこれは整備をしないということじゃなくて、きちんと整備計画を立ててやっていくということでございますので、ご理解をお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 私はこの海岸は、後世に本当に残すべき2キロの砂浜と、海は若干、我々の幼少時代と比べて下がったのかなというような、そんな印象もあります。

私は当初から、あの清水川のヘドロがすごいんですよ、それで、あの川が河川に流れていくんです。この川をきれいにできないであのブルーフラッグをもらっても、来てくれる方に何とか、もう二度と来るもんかという、そんな印象を与えちゃうんじゃないかなと私は思うんですよ。

さらに最近は、浜がけ、砂がどんどん後退しています。これは岩和田の港のタテネのほうに

砂もいきまして、漁師さんに聞きますと、もう沖合の水深が下がっているそうです、埋まっていますね。これをまずは、私はそういう基礎的なことをやっぱりもってからとるとい、はい、いらっしゃいませということが、本当に大事じゃないかと。ただとるだけで、後から整備しますということでは、恥かっちゃうとか、恥を見させるとか、これはおもてなしの考え方で例えば、そういう基礎的なことをまずもってやっていくことが大事なことであって、先につくって後でやるなんていうことはね、まずできないと私は思っていますよ。

ですから、やっぱりあの清水川は観光資源なんですよ、あれをきれいにしない限り御宿の観光はないと思っていますよ。水産業もないんです。結果的にあの流れが、平成4年から6年で御宿海岸全て岩船の境まで、当時の町長さんがやってくれたんですけども、海流の流れが岩和田の沖合の、最もアワビのとれるタテネに全て流れるという海流結果があるんですよ。それは当時は3,000万円くらい金をかけてくれました。そういう貴重な資料がありますので、それを利用してぜひとも砂の流れとかそれを防ぐ方法、これとさらに清水川の浄化をしなければ、私はもうないと思っていますので、建前って顔だけよくすればだめで、ニキビだって表面を化粧すればいいってわけじゃなくて、底から治して、そして自然な美しさがあるこの海岸を呼び戻してから、このブルーフラッグはとるべきじゃないかなと思っています。

町長、その辺は、私はずっとこれは訴えていますので、お答え願いたい。あの川をとにかくきれいにしてもらいたい。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 土井議員さんおっしゃることは、よくわかります。また常々、日ごろのご活動に感謝を申し上げたいと思いますが、とにかく今、国が行っている地方創生ということ機に、これが出発点だとして考えていただきたいと思うんですが、これを機に、今おっしゃられました各施設の整備、また水質改善、そういうものをしっかりとやっていきたいと考えております。

こういう、かなり多額な財源を活用しての事業はなかなか一般的にはできませんので、こういった地方創生の事業費が与えられたというかございますので、申請させていただいて、ぜひこの事業を進めていくことができると考えておりますので、今おっしゃられましたいろいろな環境改善については、とにかく全くそのとおりでございますけれども、しっかりとこれからも取り組んでいきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

あす4日は、午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

（午後 4時33分）